

第28回 地方から考える
社会保障セミナー

特別養護老人ホーム施設長として地方自治体に望むこと」

令和5年5月8日
音羽台レジデンス施設長
(社)メディカル・プラットフォーム・エイシア
元厚生労働省健康局長
西山 正徳

今日の話題



特養施設長、何を考えて仕事してるか？



介護保険制度の現状制度の理解



介護人材不足が最大の方



どうすれば良いかどうすれば良いか



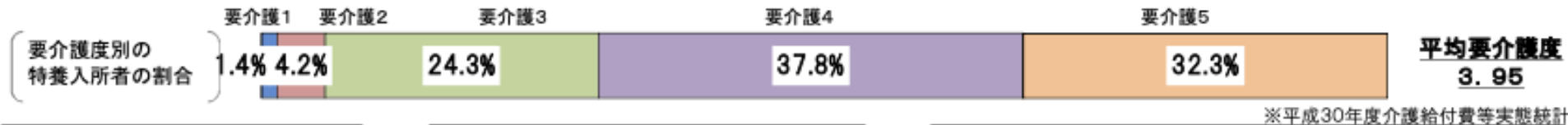
今後の課題

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

【根拠法:介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

≪ 施設数: 10,502施設 サービス受給者数: 61.96万人 (令和元年10月審査分) ≫ ※介護給付費等実態統計



≪設置主体≫

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

≪人員配置基準≫

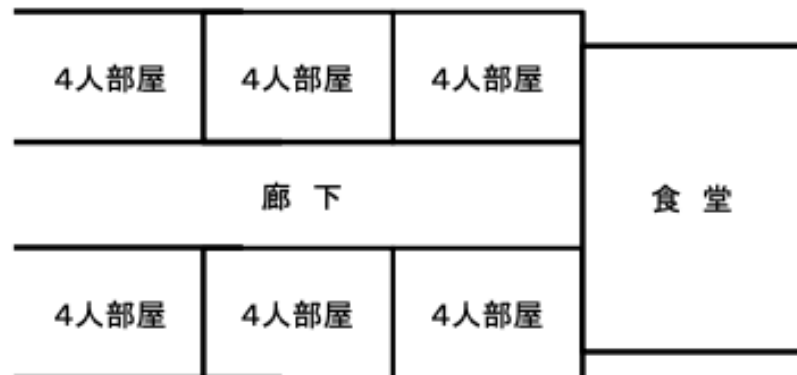
- 医師: 必要数
- 介護・看護職員: 3:1 等

≪設備基準≫

- 居室定員: 原則1人(参酌すべき基準)
- 居室面積: 1人当たり10.65㎡ 等

多床室

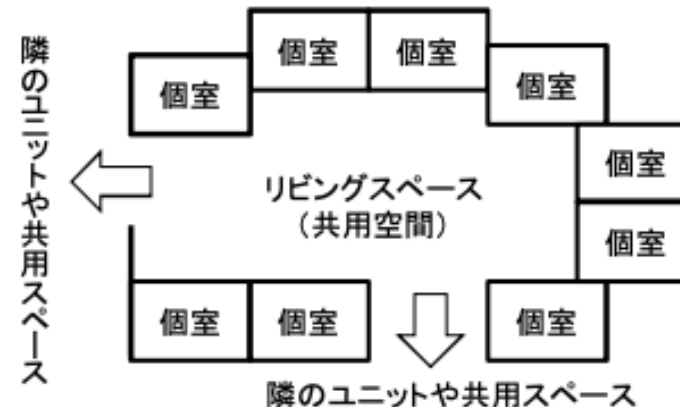
- 多床室(既設)の介護報酬: 832単位(要介護5)
- 看護・介護職員1人当たり利用者数: 平均2.2人(平成30年)*



ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬: 913単位(要介護5)
 - 看護・介護職員1人当たり利用者数: 平均1.7人(平成30年)*
- *介護事業実態調査(令和元年度調査)

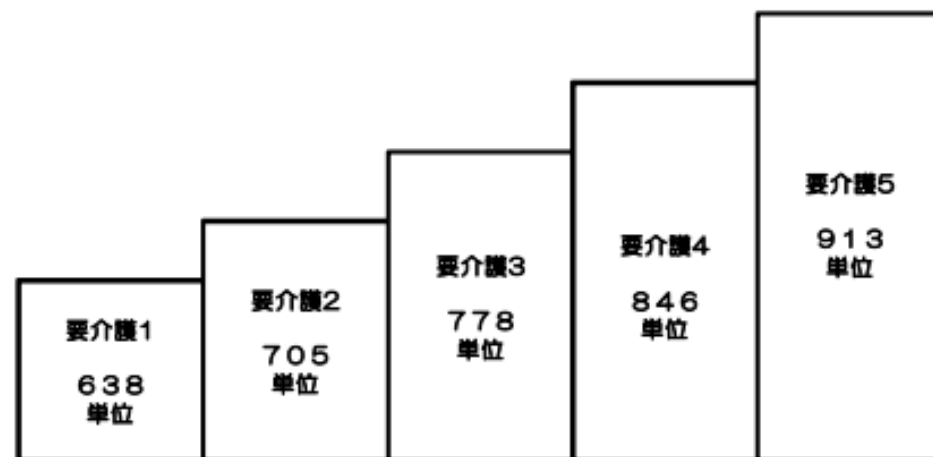
- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係(ユニットごとに職員を配置)



介護老人福祉施設の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費
(ユニット型個室の場合)



利用者の要介護度に応じた基本サービス費
(多床室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

【日常生活継続支援加算】

(ユニット: 46単位、
多床室: 36単位)

(要件) 新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置されていること

【夜勤職員配置加算】

(27単位など)

(要件) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っていること

【個別機能訓練加算】

(12単位)

(要件)
・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置
・入所者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施

【サービス提供体制強化加算】

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置

・介護福祉士6割以上: 18単位
・介護福祉士5割以上: 12単位
・常勤職員等: 6単位

【看護体制加算】

(13単位など)

(要件)
・手厚い看護職員の配置
・24時間連絡できる体制を確保

【配置医師緊急時対応加算】

(早朝・夜間: 650単位、
深夜: 1300単位)

(要件)
配置医師と協力病院等が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保

【看取り介護加算(Ⅰ)】

(要件・単位)

・死亡日以前4~30日: 144単位
・前日・前々日: 680単位
・当日: 1,280単位

【栄養マネジメント加算】

(14単位)

(要件)
・常勤の管理栄養士を1名以上配置
・摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施。

【介護職員処遇改善加算】

(Ⅰ) 8.3% (Ⅱ) 6.0%
(Ⅲ) 3.3% (Ⅳ) 加算Ⅲ × 90%
(Ⅴ) 加算Ⅲ × 80%

【介護職員等特定処遇改善加算】

(Ⅰ) 2.7% (Ⅱ) 2.3%

定員を超えた利用や人員配置
基準に違反

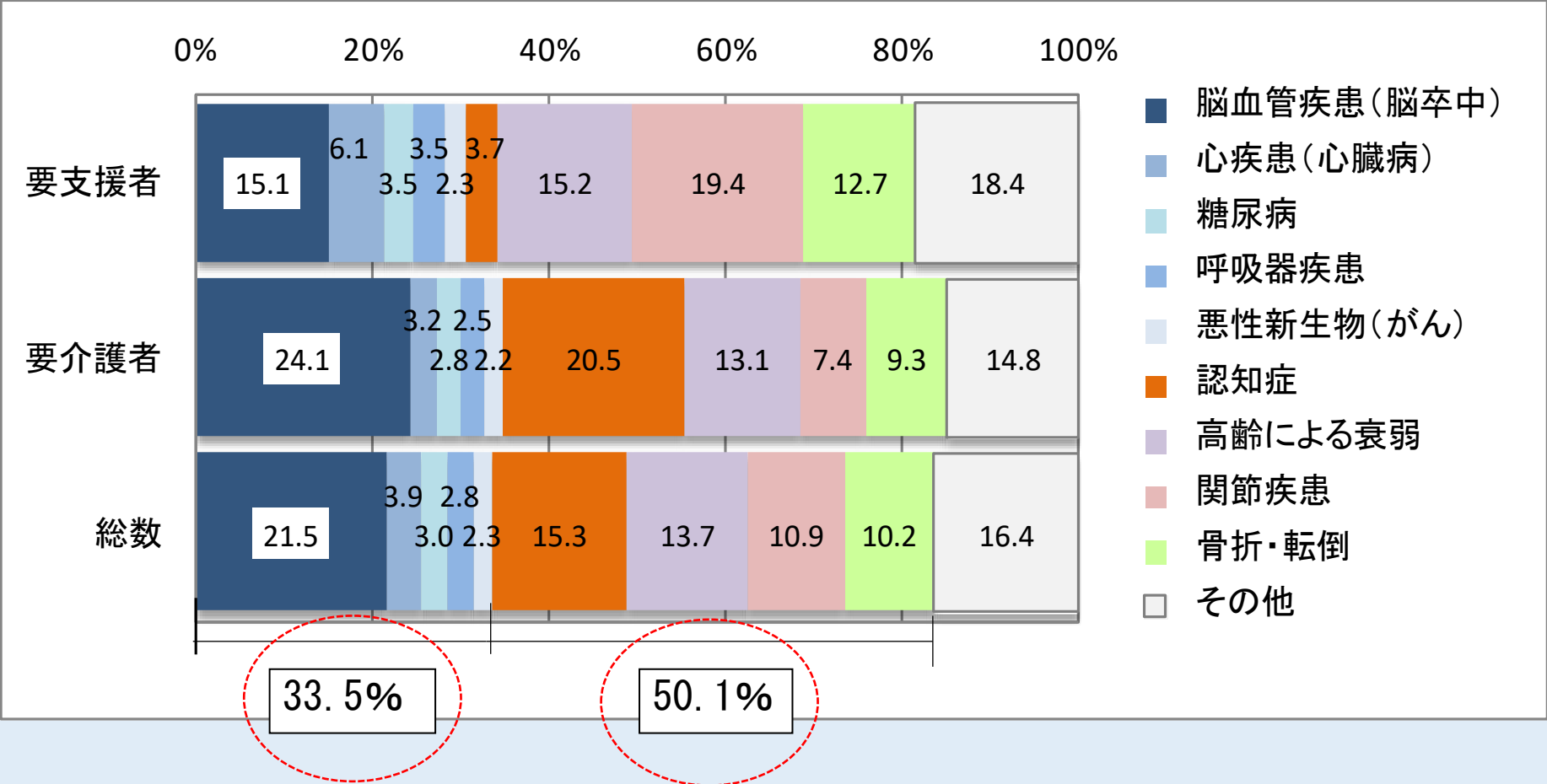
(▲30%)

身体拘束廃止未実施減算

(▲10%)

介護が必要になった要因は生活習慣病が3割、認知症や、
高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒で5割。

要介護度別にみた介護が必要となった主な原因



(資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況」)

介護とは、**ヒトのライフサイクル**の

生 老 病 死

のうち3つと関係している

フレイルの概念

●高血圧 ●心疾患 ●脳血管疾患
●糖尿病 ●呼吸器疾患 ●悪性腫瘍等
(生活習慣病等)

●認知機能障害 ●めまい ●摂食・嚥下障害
●視力障害 ●うつ ●貧血
●難聴 ●せん妄 ●易感染性
●体重減少 ●サルコペニア (筋量低下)

慢性疾患を併存
(comorbidity)

and/or

老年症候群

相互に影響 ※

予備能力

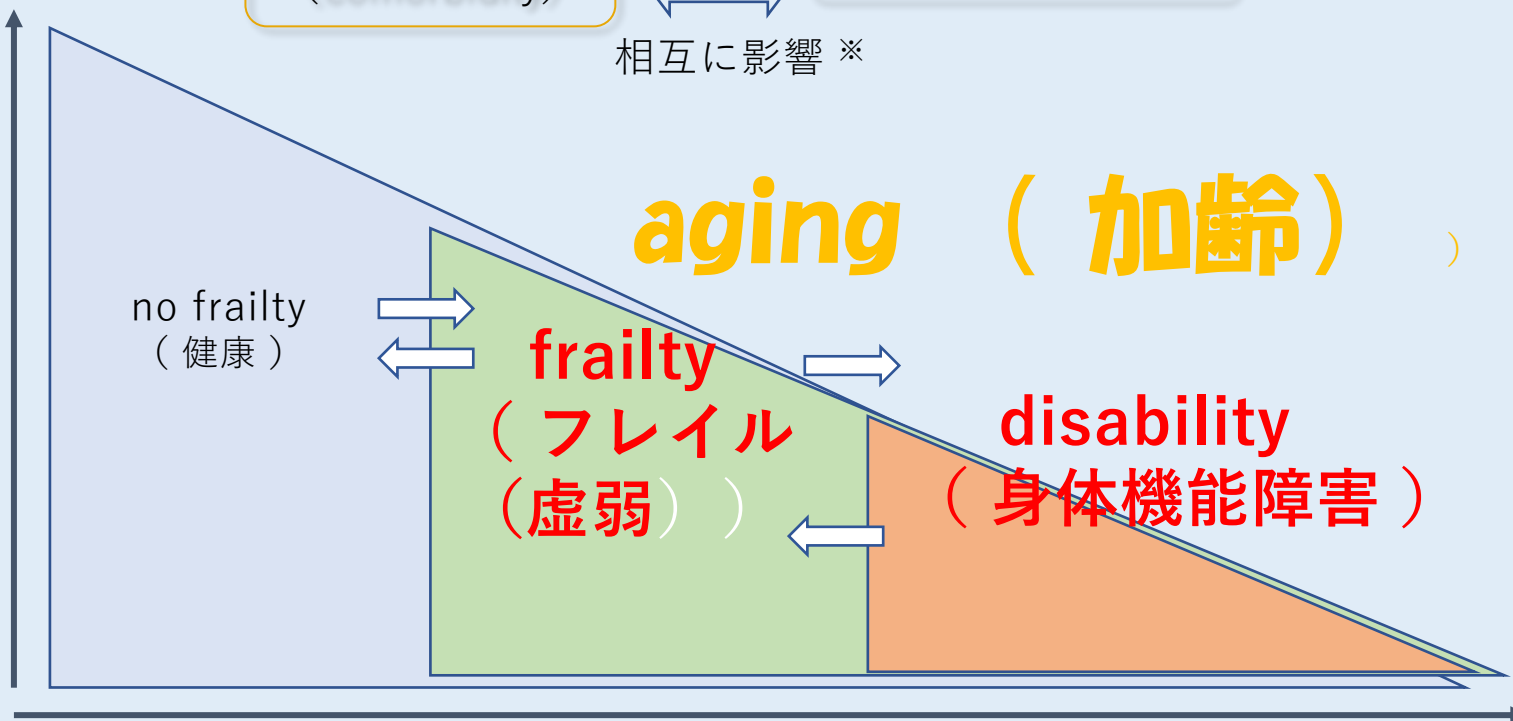
no frailty
(健康)

frailty
(フレイル
(虚弱))

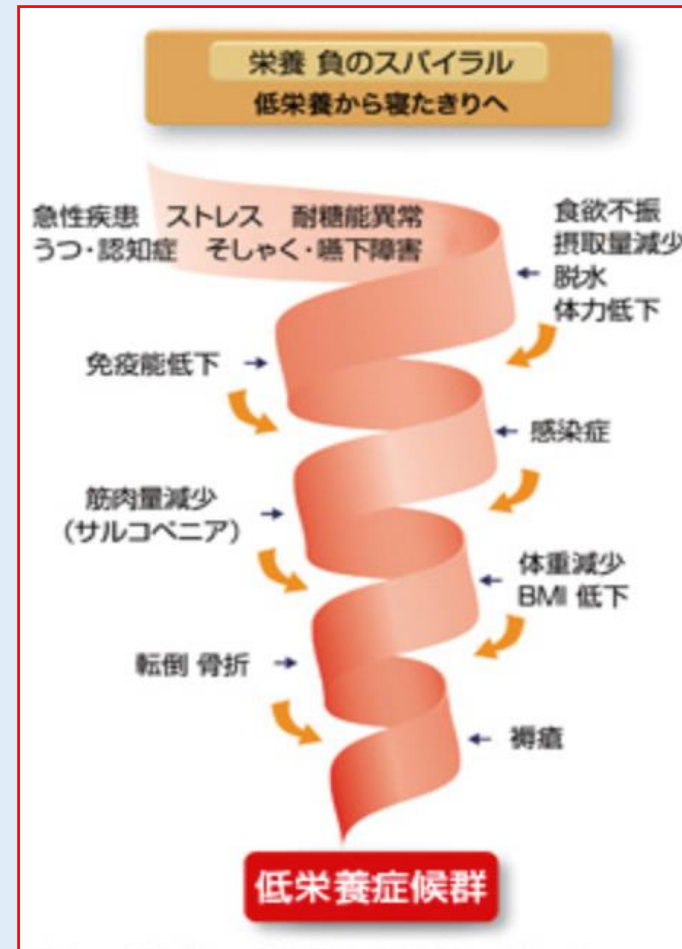
disability
(身体機能障害)

aging (加齢)

死亡

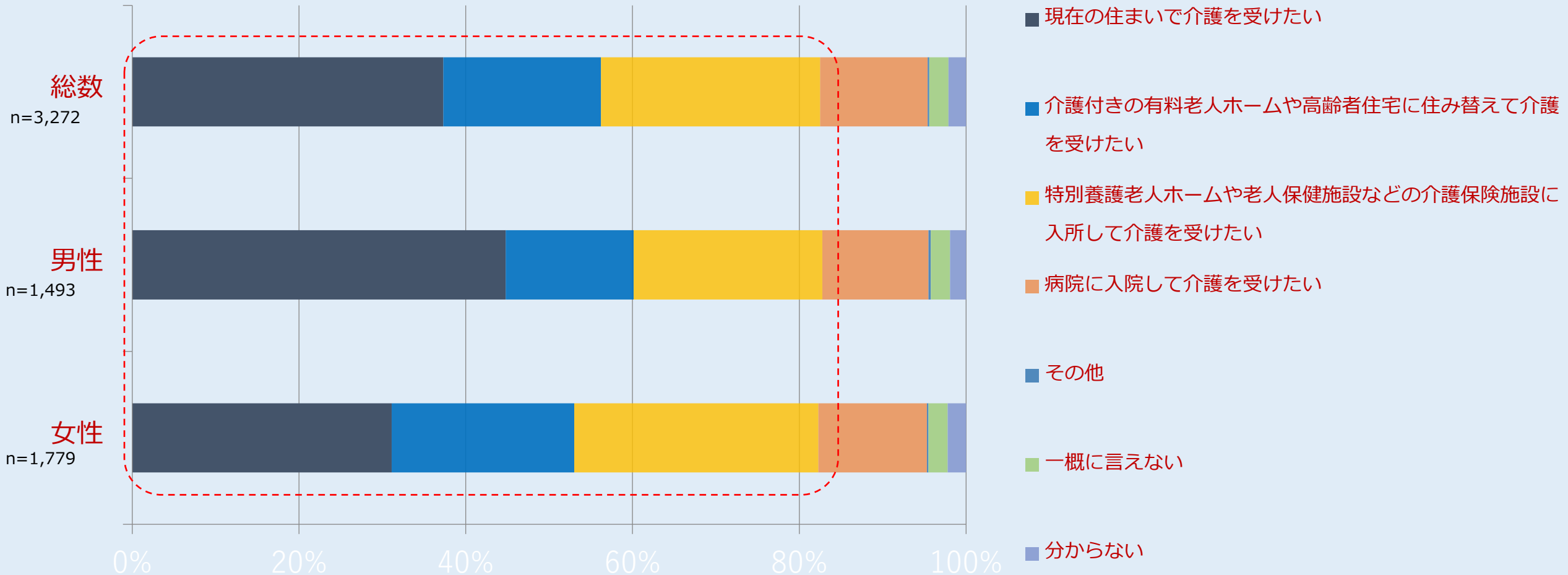


高齢者 低栄養対策の遅れがフレイルを律速させている！



自分自身が介護を受けたい場所について

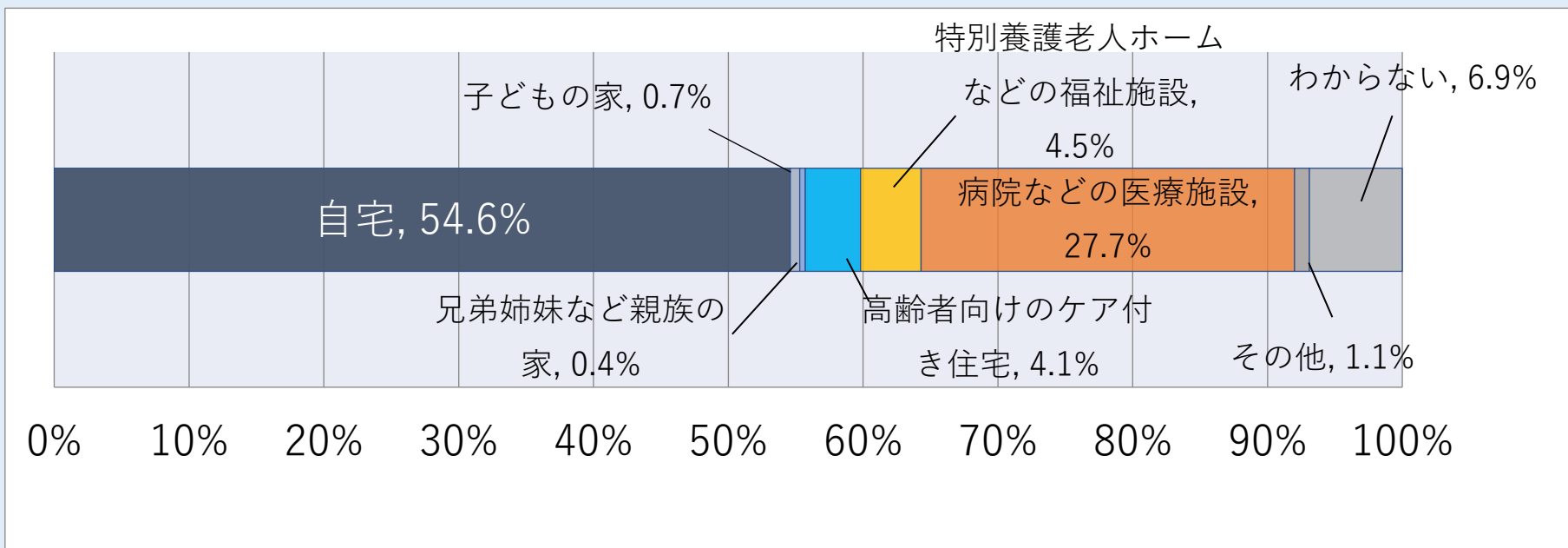
○ 男女問わず、約8割の方が、現在の住まい、高齢者住宅等に住み替え、介護保険施設に入所して、介護を受けていると考えている。



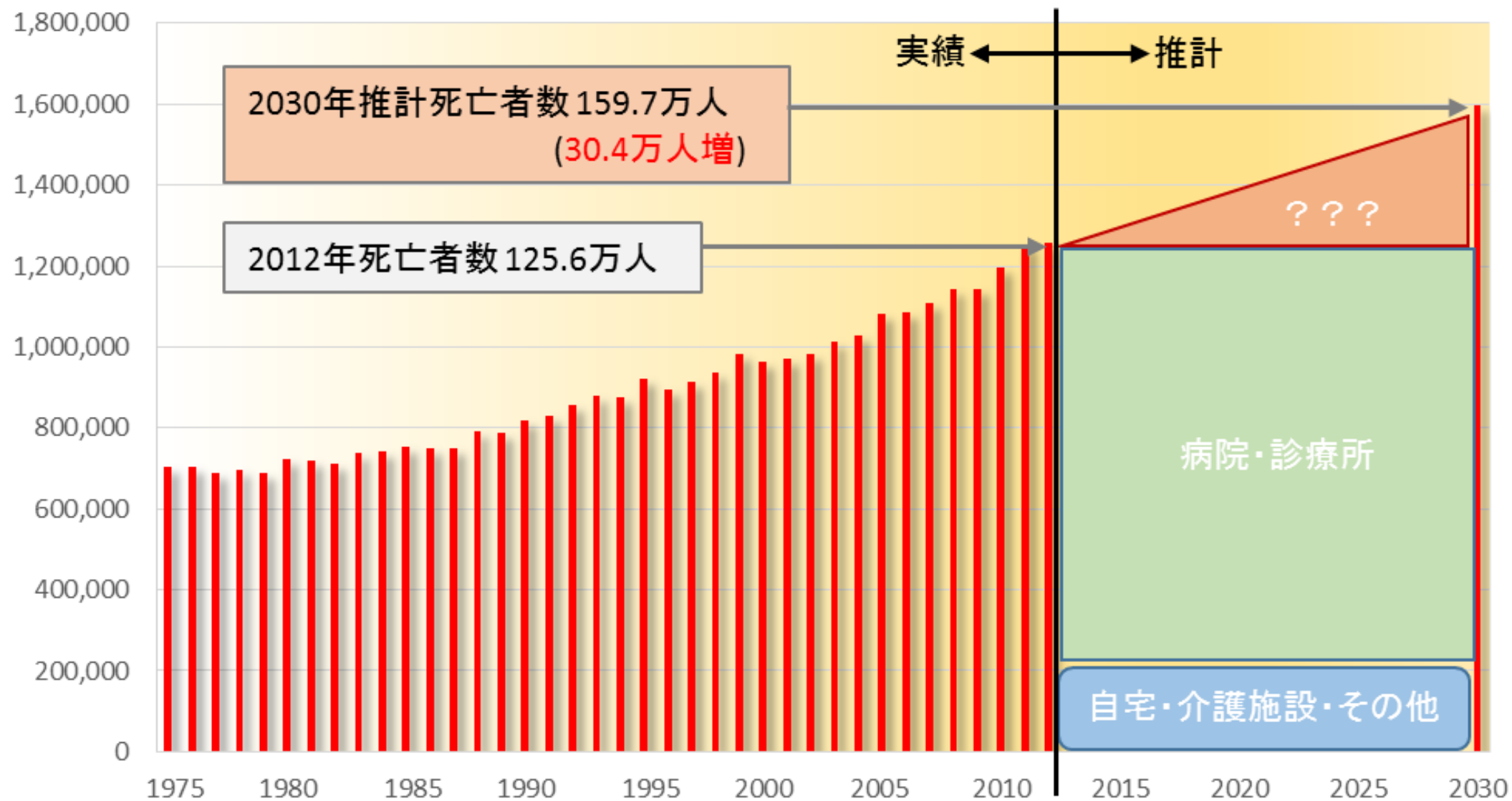
最期を迎えたい場所について

- 最期を迎えたい場所について、**「自宅」が54.6%で最も高く**、「病院などの医療施設」が27.7%、「特別養護老人ホームなどの福祉施設」は4.5%となっている。

■ 治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか (n=1,919 人)



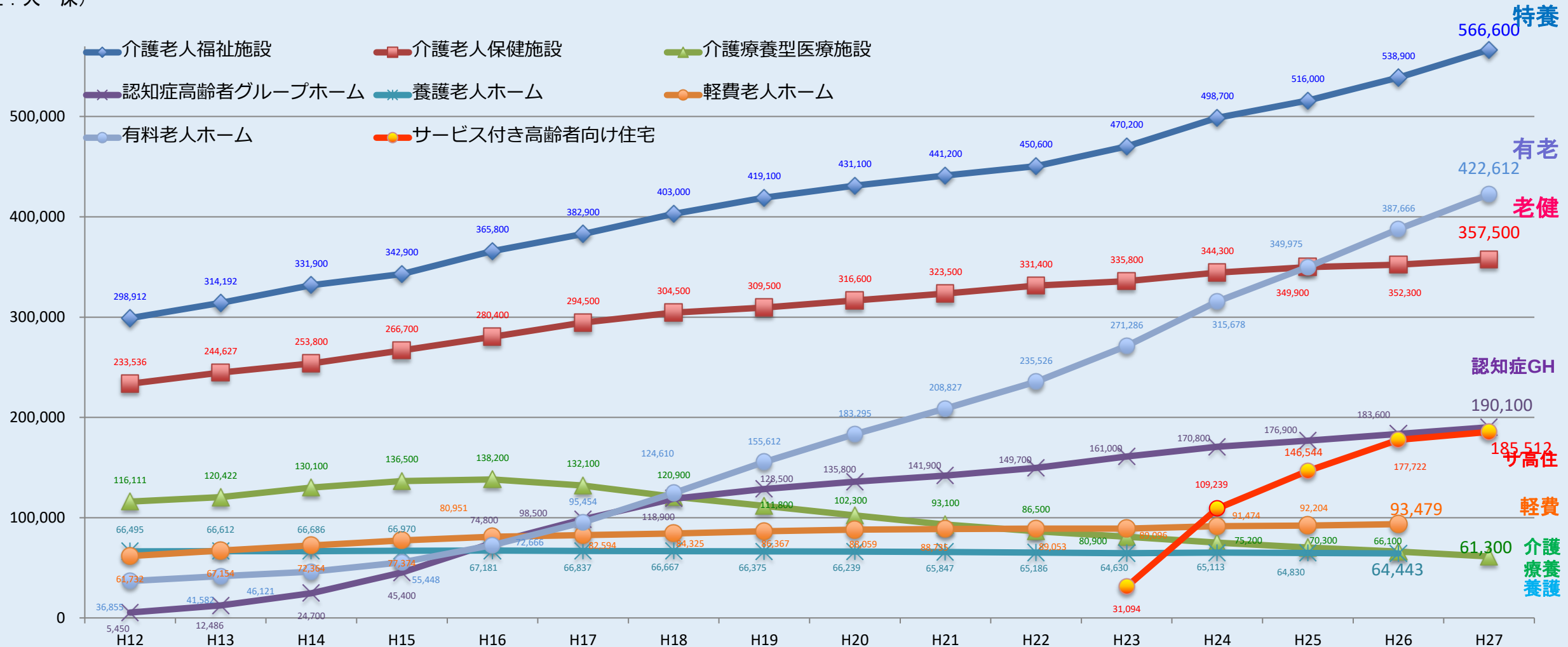
死亡者数の推移



高齢者向け住まい・施設の定員数

○ 高齢者向けの住まいは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を中心に増加傾向にある。

(単位：人・床)



※ 1：介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査（10月審査分）【H14～】（定員数ではなく利用者数）」による。
 ※ 2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。
 ※ 3：認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。
 ※ 4：養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H25 社会福祉施設等調査（10/1時点）」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24・25は基本票の数値。
 ※ 5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果（7/1時点）による。
 ※ 6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。

特養の運営

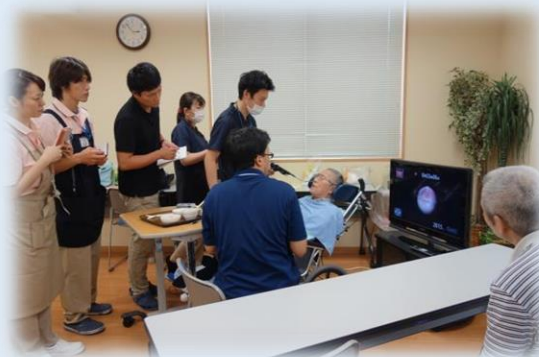
運営会議の下に下記委員会が開催

- 高齢者権利擁護・身体拘束防止委員会
- 感染対策委員会
- 事故対策委員会
- 褥瘡対策委員会
- 防災委員会
- 看取り援助委員会
- 安全衛生委員会
- 喀痰吸引等安全委員会
- 入居判定委員会

- 排泄評価委員会 おむつ適正使用委員会
- 食べる力支援委員会
- リフトリーダー会議
- ボランティア育成・交流委員会
- ISO品質管理会議
- 人材育成・研修委員会
- 秋祭り等開催準備委員会
- 科学的介護分析委員会



ミールラウンド



内視鏡検査



カンファレンス

食事の観察・評価

- ・ 食事環境
- ・ 姿勢
- ・ 摂取ペース
- ・ 一口量
- ・ 食べ物の認知
- ・ 介助方法

咽頭・喉頭の観察・評価

- ・ 食塊形成
- ・ 食事の移送
- ・ 唾液の分泌
- ・ 嚥下機能

情報共有

- ・ 食形態
- ・ トロミ加減
- ・ 介助方法
- ・ 姿勢
- ・ 摂取ペース
- ・ 一口量

「機能的口腔ケア」



※お食事前の体操や、口腔ケア時に行うマッサージ。

「器質的口腔ケア」

※歯石や歯垢（プラーク）
の除去。

※専門的なブラシなどを使用
しての衛生状態の改善
清潔保持、口腔内の細菌を
減らす。



口腔内の評価

検診結果報告書

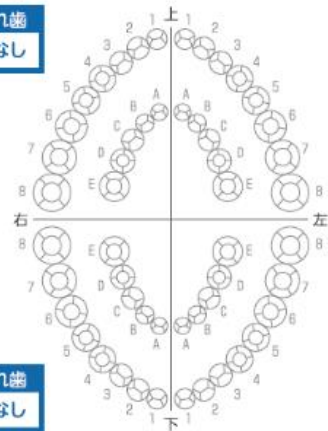
受診日 H 年 月 日

担当歯科医院 エムズ歯科 予防・口腔ケア クリニック

入居者氏名	年齢	性別	施設名	階数
様	歳	男・女		階

歯の状態について

上の入れ歯
あり・なし



下の入れ歯
あり・なし

歯周病



軽度 重度

- 歯石の除去（クリーニング）が必要です。
- 歯茎が腫れています。
- 歯茎の状態が悪く、歯がぐらついています。

その他の記号について

O= 健康な歯 X, MT= 歯がない CR= 白いつめもの
MB, HR= 表面だけ白い冠
AF, In, On= 部分的に金属が入っている
FCK, Cr= 冠のかぶった歯
Br= 歯のない部分を両隣の歯を使って横渡しをしたかぶせ物
Cap, 根面板= 根だけの歯に冠を被せた歯

口腔アセスメント【OHAT】

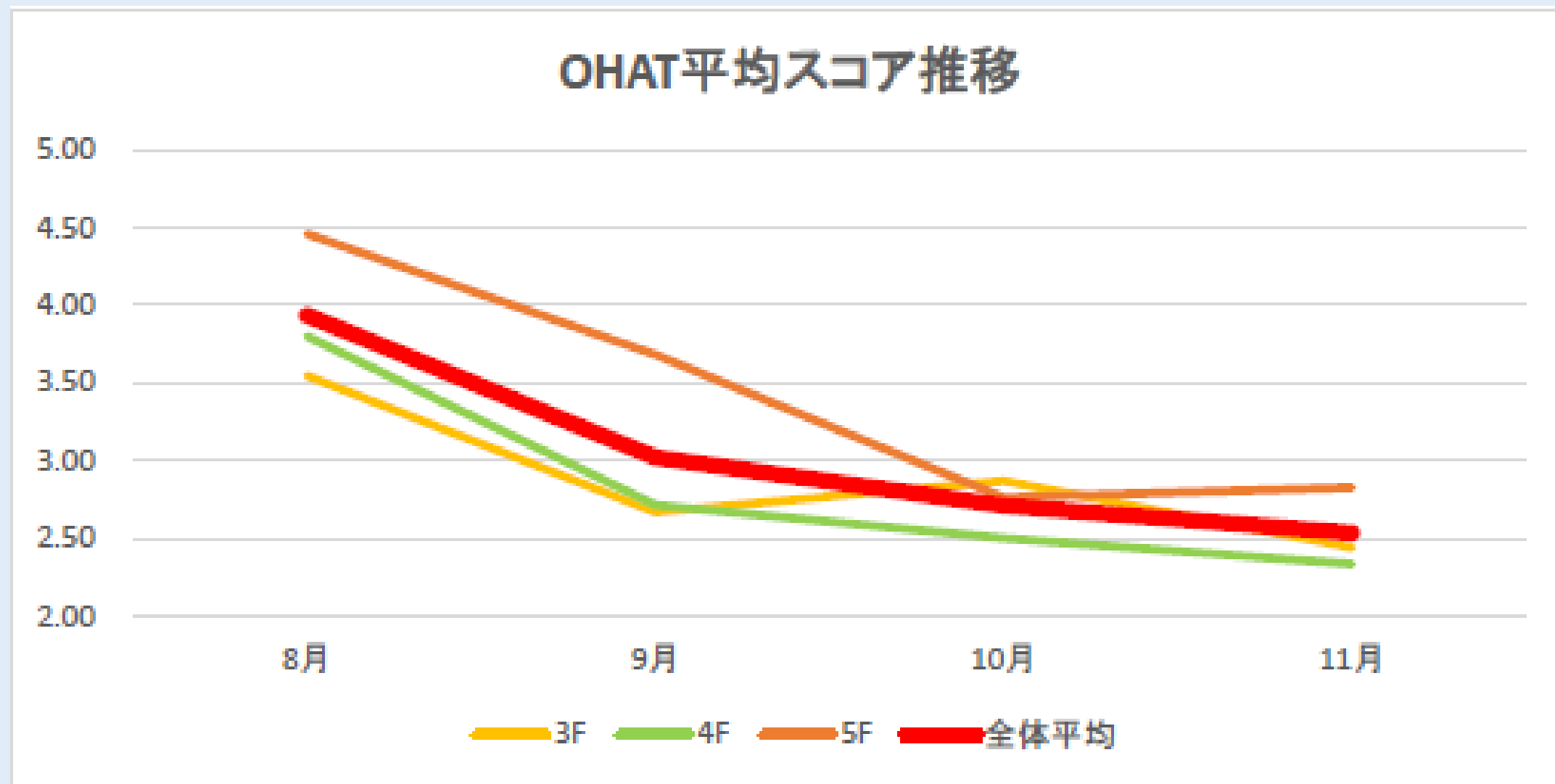
スコア	①口唇	②舌	③歯肉・粘膜	④唾液	⑤残存歯	⑥義歯	⑦口腔清掃	⑧歯痛
0点 健全	 ■正常 ■潤滑 ■ピンク	 ■正常 ■潤滑 ■ピンク	 ■正常 ■潤滑 ■ピンク	 ■潤滑 ■粘性	 ■健康、歯垢のう積 または破折なし	 ■正常 ■潤滑、人工歯の 破折不し ■歯槽下に装着できる 状態	 ■口腔清掃状態良好 ■歯垢、歯石、プラ ークなし	 ■歯痛を示す特徴的 な兆候なし、身体的な兆候なし
1点 やや不良	 ■乾燥 ■ひび割れ ■口角の発赤	 ■不整 ■乾燥 ■発赤 ■舌付着	 ■乾燥、光沢 ■腫脹、発赤 ■部分的(1-6歯分) ■出血 ■歯肉下の一部潰瘍	 ■乾燥 ■べたつく粘膜 ■少量の唾液 ■口周部若干あり	 ■3本以下のう積、 歯の破折、残根、 咬耗	 ■一部位の歯肉、 人工歯の破折 ■毎日1-2時間の 装着のみ可能	 ■1-2部位に歯垢、 歯石、プラークあり ■歯垢干口臭あり	 ■歯痛を示す特徴的 な兆候あり、歯肉を 引きつらせる、口唇を 腫れ、咬合しづらい、 攻撃的になる
2点 病的	 ■腫脹や痒疹 ■唇の皸裂、白色斑、 潰瘍性出血 ■口角からの出血、 潰瘍	 ■赤色斑 ■白色斑 ■潰瘍 ■腫脹	 ■腫脹、出血(7歯分 以上) ■歯肉の発赤、潰瘍 ■白色斑、発赤、圧痛	 ■唾液が下から出た状態 ■唾液がばばりし ■粘性の強い唾液 ■口周部あり	 ■4本以上のう積 ■歯肉の破折 ■咬耗 ■非正常に強い咬合 ■歯肉使用して、 3本以下の残存歯	 ■二部位以上の歯 肉、人工歯の破折 ■歯肉破折、歯肉不 適のため未装着 ■歯肉使用が必要	 ■多くの部位に歯垢、 歯石、プラークあり ■強い口臭あり	 ■歯痛を示す特徴的 な兆候あり、歯肉の 腫脹、歯の破折、 潰瘍、咬合下腫脹 ■身体的な兆候あり
評価								

専門的口腔ケア/
口腔リハビリの必要性
あり・なし

OHAT 合計スコア

点

OHATグラフ推移



サービス担当者会議



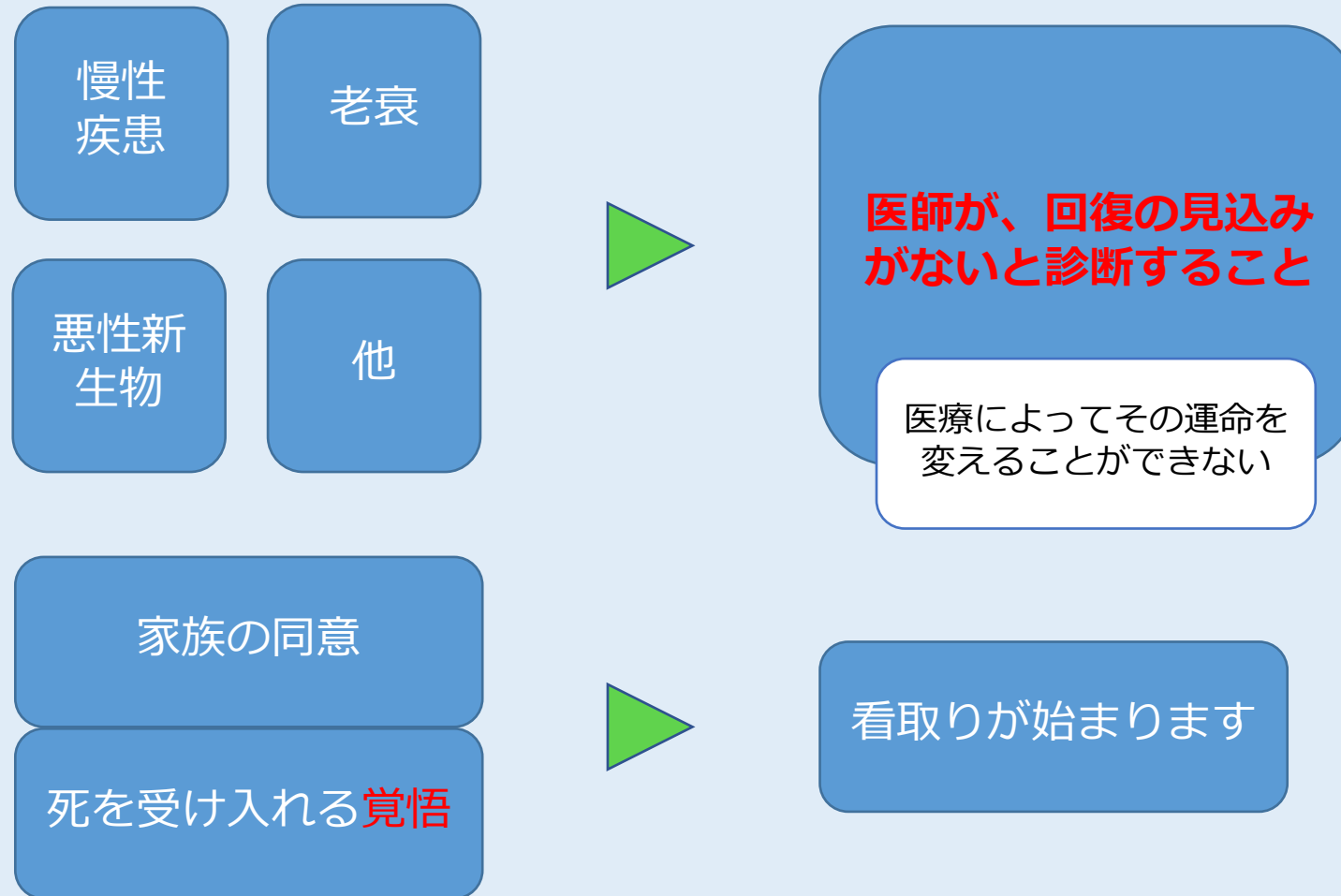
私たちは、住みやすい社会に住んでいるわけではありません。病気になったり、認知症になると、はじかれてしまう社会です。

だからこそ、施設の中は、住みやすい社会を作り上げなくてはなりません。

そして、最期まで生き切ることのできる場所を作らなくてはなりません。

私たちの使命です。

特養における看とりの条件（介護保険法）





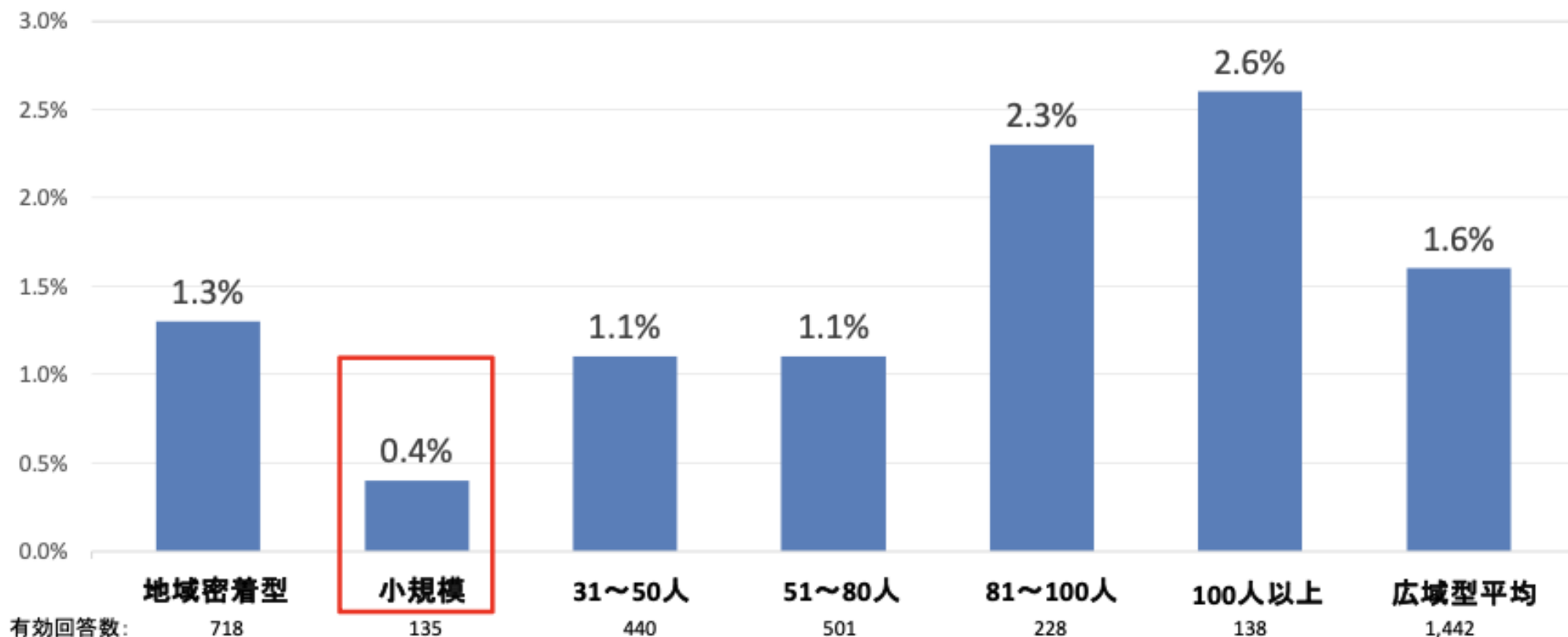
それぞれのお別れがあります。



入居してきた正面玄関から、皆に見送られて、地域に戻ります。

介護老人福祉施設の定員規模別の収支差率

○ 令和2年度介護事業経営実態調査によると、小規模特養（定員30人）の収支差率は平均0.4%と、他の種類の介護福祉施設と比べて低い。



	地域密着 (定員29人以下)	小規模 (定員30人)	広域型 (定員31人以上)
基本報酬	843	926	832

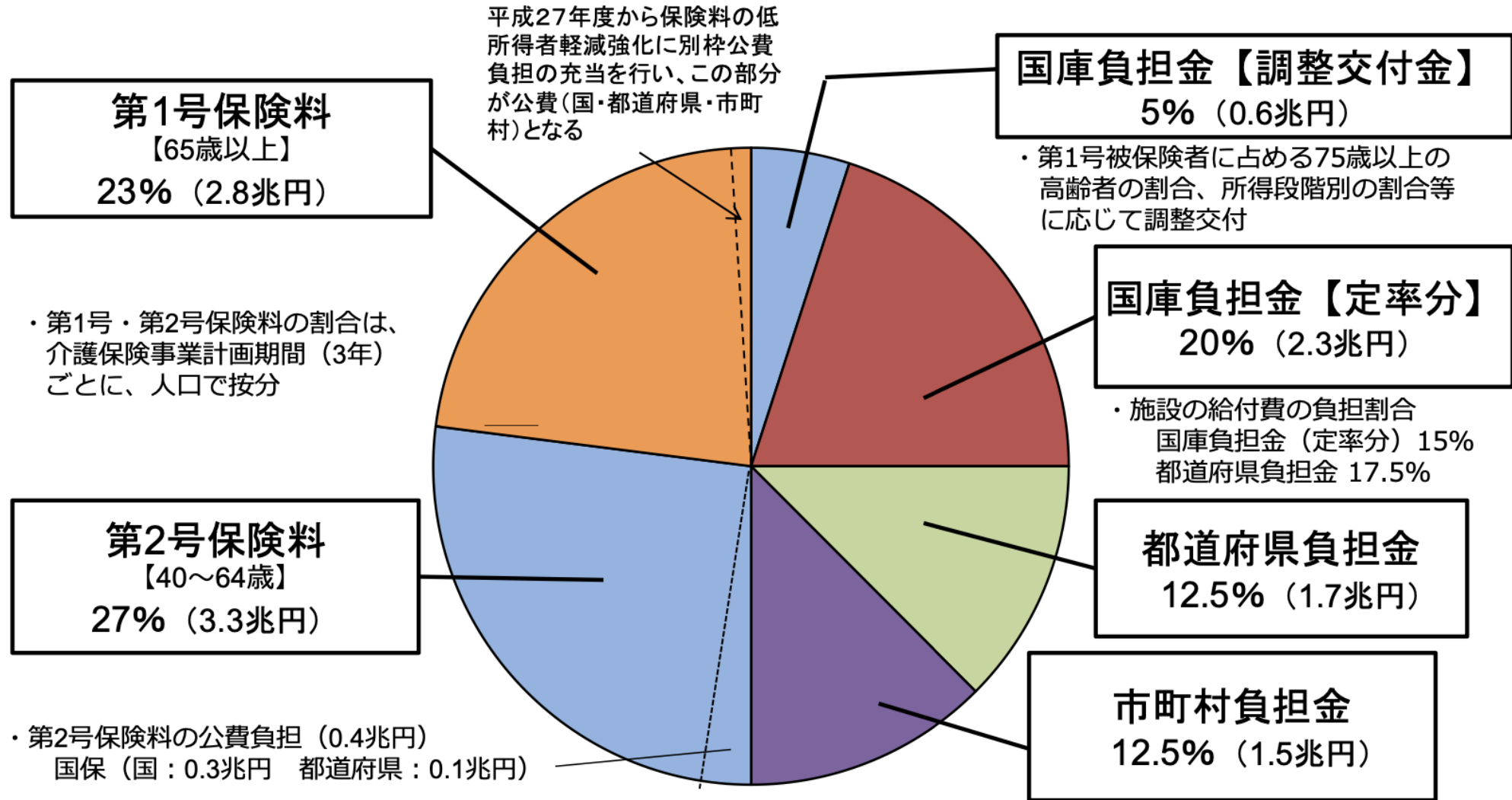
介護保険の財源構成と規模

(令和4年度予算案 介護給付費：12.3兆円)

総費用ベース：13.3兆円

保険料 50%

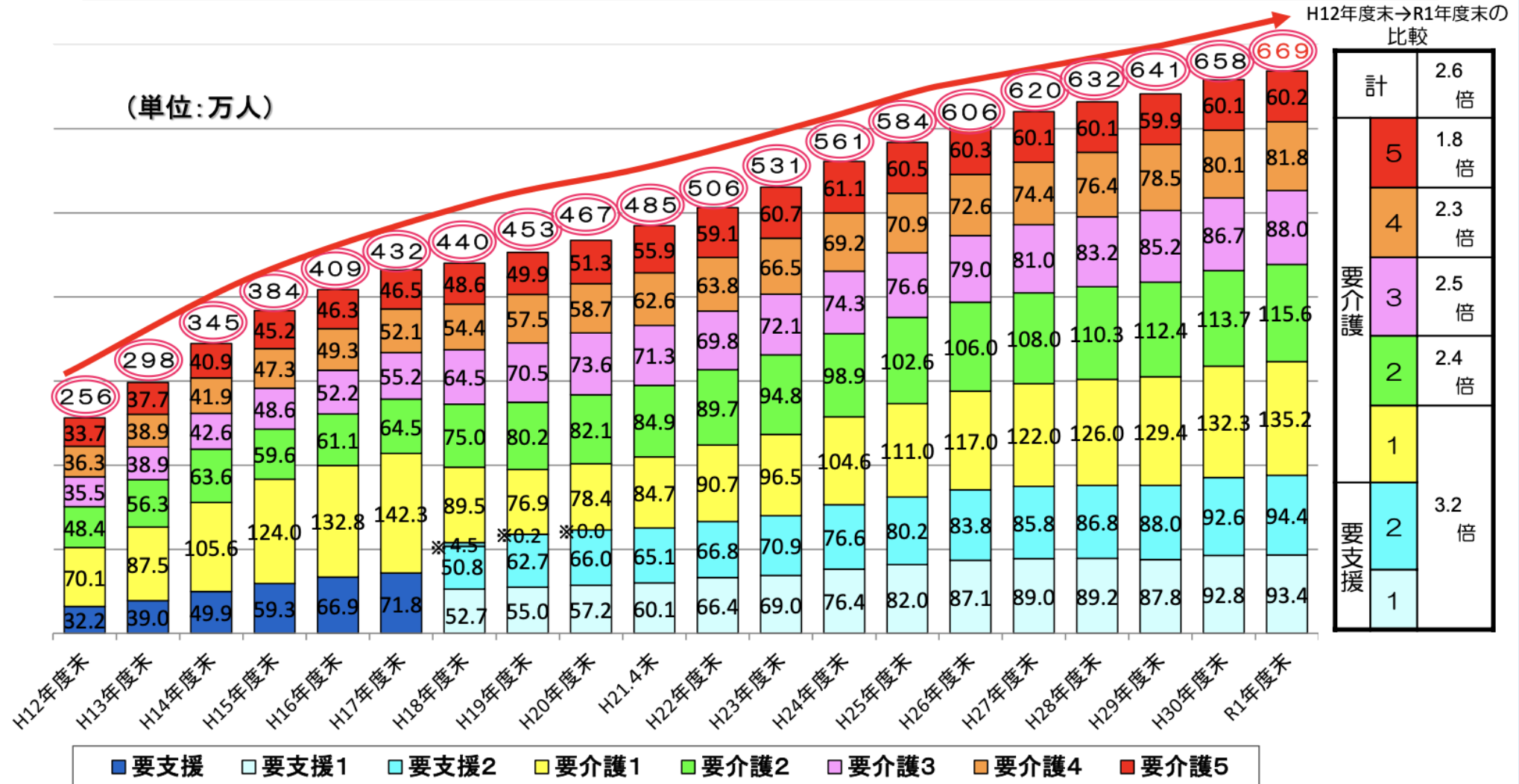
公費 50%



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、令和元年度末現在669万人で、この20年間で約2.6倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。



【出典】介護保険事業状況報告

(※) 平成18年度末、平成19年度末、平成20年度末の※は、経過的要介護者の数

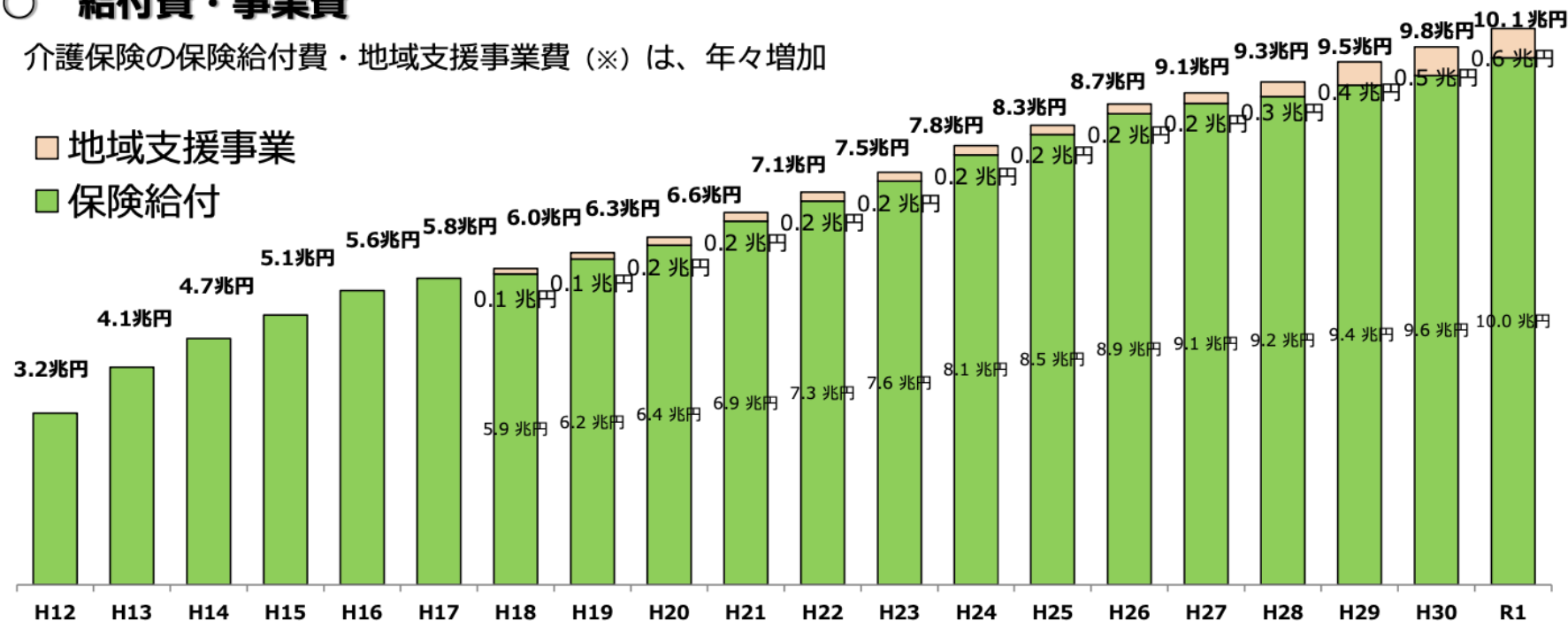
注) H22年度末の数値には、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、双葉町、新町は含まれていない。

介護保険にかかる給付費・事業費と保険料の推移

○ 給付費・事業費

介護保険の保険給付費・地域支援事業費(※)は、年々増加

■ 地域支援事業
■ 保険給付

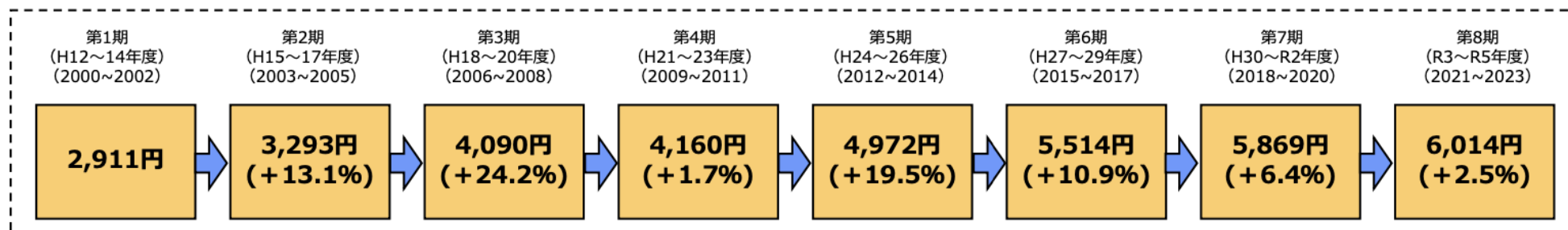


【出典】介護保険事業状況報告

※1 介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない(地方交付税により措置されている)。

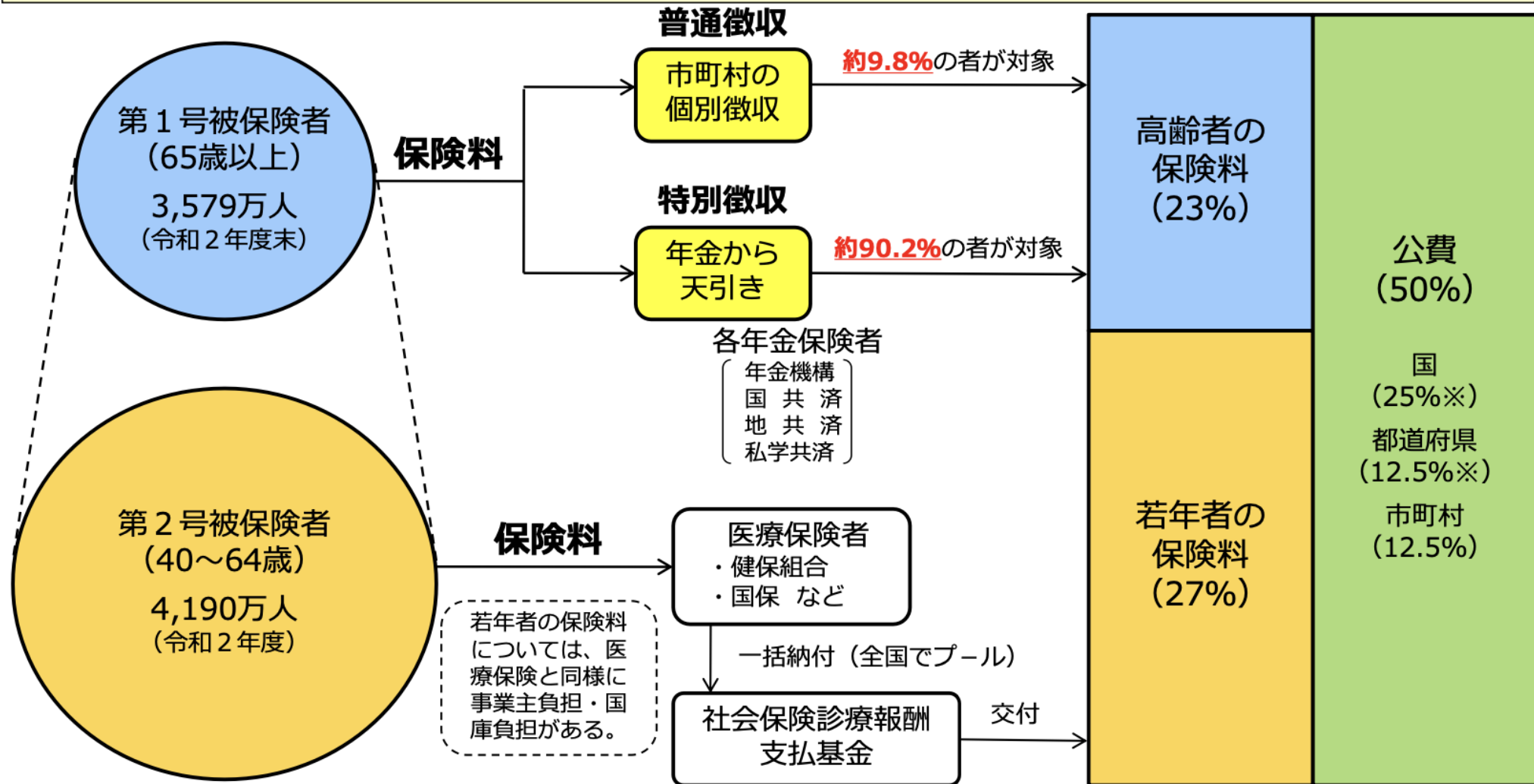
※2 保険給付及び地域支援事業の利用者負担は含まない。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕



保険料徴収の仕組み

- 介護保険の給付費の50%を65歳以上の高齢者（第1号被保険者）と40～64歳（第2号被保険者）の人口比で按分し、保険料をそれぞれ賦課。



(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告令和3年3月月報」によるもの、第1号被保険者の普通徴収、特別徴収の割合は「令和2年度介護保険事務調査」によるものであり、令和2年4月1日現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和2年度内の月平均値である。

※ 国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減。

※ 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和2年度) 金額

		費用額(百万円)	事業所数
居宅	訪問介護	1,002,806	33,750
	訪問入浴介護	55,464	1,663
	訪問看護	305,738	13,093
	訪問リハビリテーション	47,768	4,950
	通所介護	1,285,119	24,354
	通所リハビリテーション	392,240	8,116
	福祉用具貸与	332,638	7,076
	短期入所生活介護	422,180	10,587
	短期入所療養介護	47,229	3,459
	居宅療養管理指導	132,095	44,327
	特定施設入居者生活介護	586,204	5,719
	計	4,609,482	157,094
居宅介護支援		488,318	38,318
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	65,155	1,088
	夜間対応型訪問介護	3,615	170
	地域密着型通所介護	408,087	18,982
	認知症対応型通所介護	82,199	3,165
	小規模多機能型居宅介護	268,226	5,727
	看護小規模多機能型居宅介護	50,216	846
	認知症対応型共同生活介護	721,354	14,177
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,395	368
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	230,759	2,435
	計	1,851,008	46,958
施設	介護老人福祉施設	1,965,128	8,238
	介護老人保健施設	1,346,028	4,246
	介護療養型医療施設	82,392	483
	介護医療院	165,472	569
	計	3,559,021	13,536
合計		10,507,829	255,906

※事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和2年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

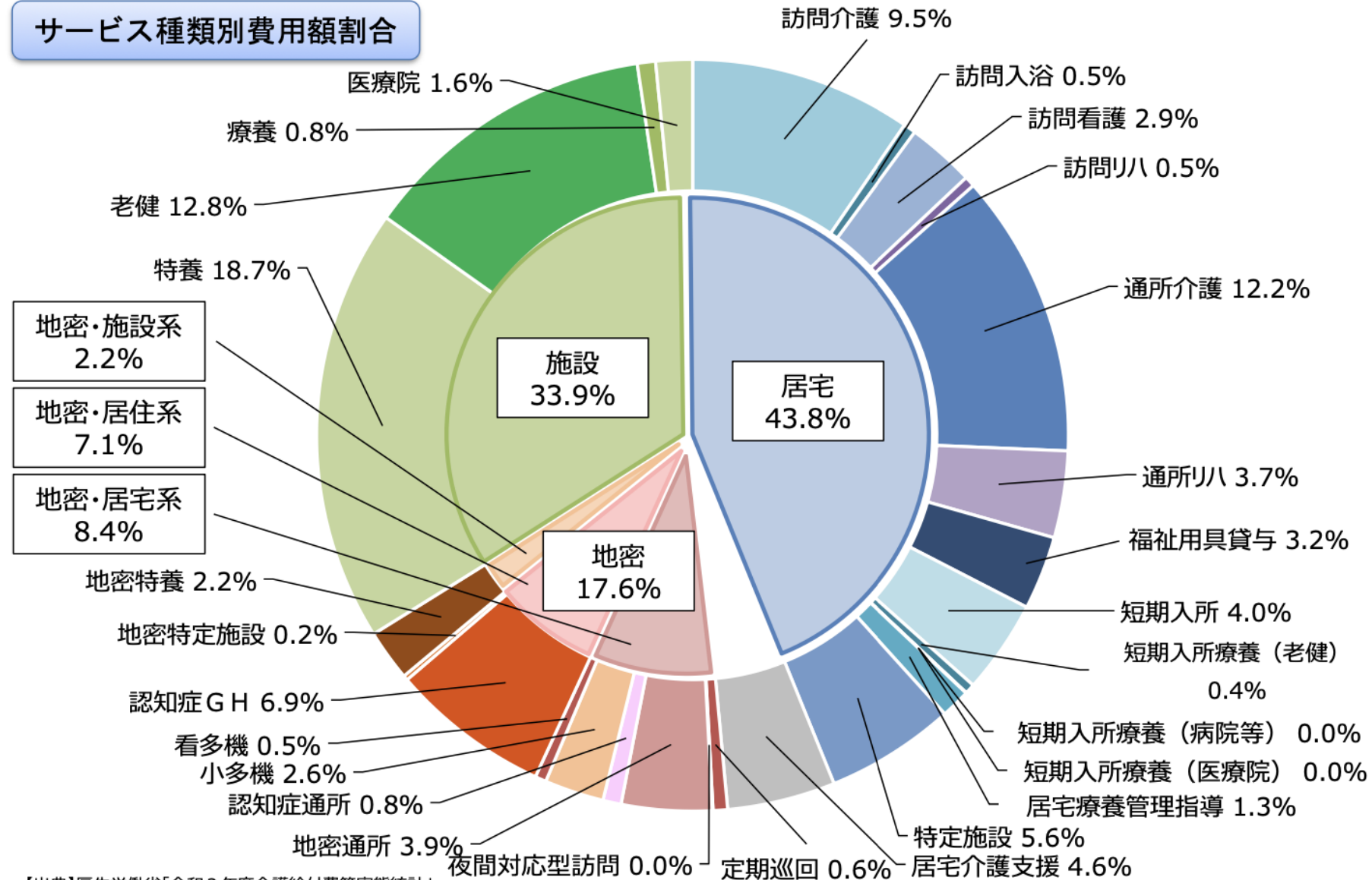
介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費は、令和2年度(令和2年5月～令和3年4月審査分(平成2年4月～令和3年3月サービス提供分)、請求事業所数は、令和3年4月審査分である。

(注3) 令和2年度(令和2年5月～令和3年4月審査分(平成2年4月～令和3年3月サービス提供分)の特定入所者介護サービス(補足給付)は約3,200億円。

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和2年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和2年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。介護予防サービスを含まない。

(注2) 特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

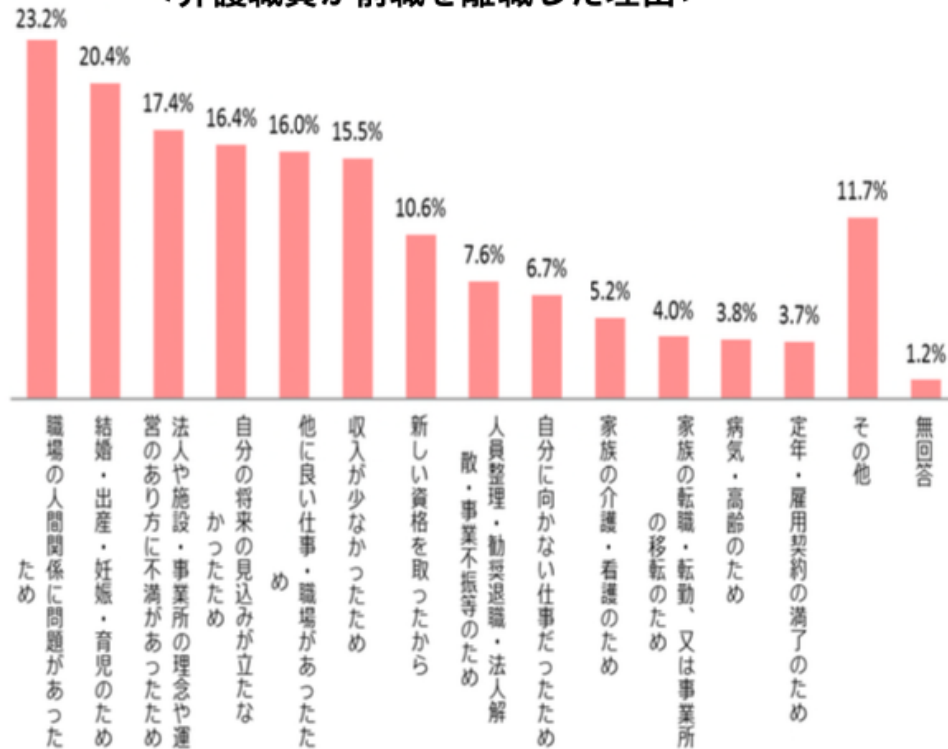
(注3) 費用は、令和2年度(令和2年5月～令和3年4月審査分(平成2年4月～令和3年3月サービス提供分))。

(注4) 令和2年度(令和2年5月～令和3年4月審査分(平成2年4月～令和3年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約3,200億円。

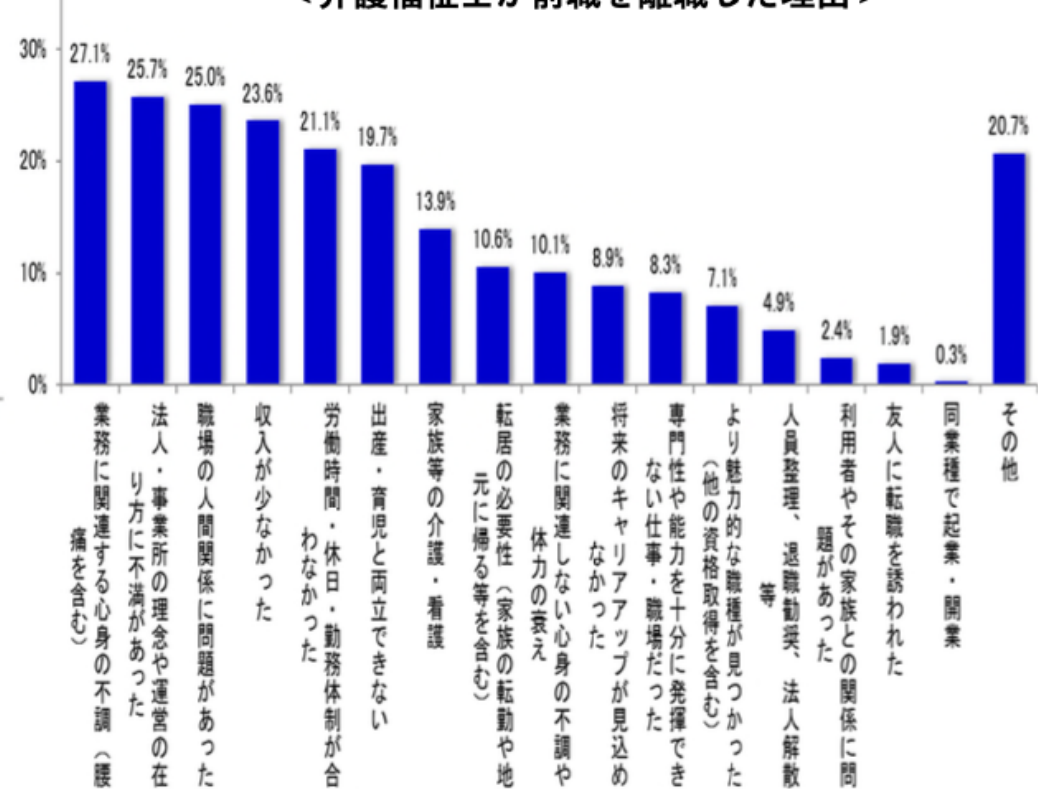
介護職員や介護福祉士の離職理由

- 介護職員や介護福祉士が離職した理由として、収入に関するもの以外では、職場の人間関係や理念に関するもの、両立支援に関するもの、将来のキャリアパスに関するもの、腰痛を含む業務に関する心身の不調に関するものが高い。

<介護職員が前職を離職した理由>



<介護福祉士が前職を離職した理由>



※前職の職種について「介護関係職種」と回答した人を対象に前職の離職の理由を調査。

【出典】令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

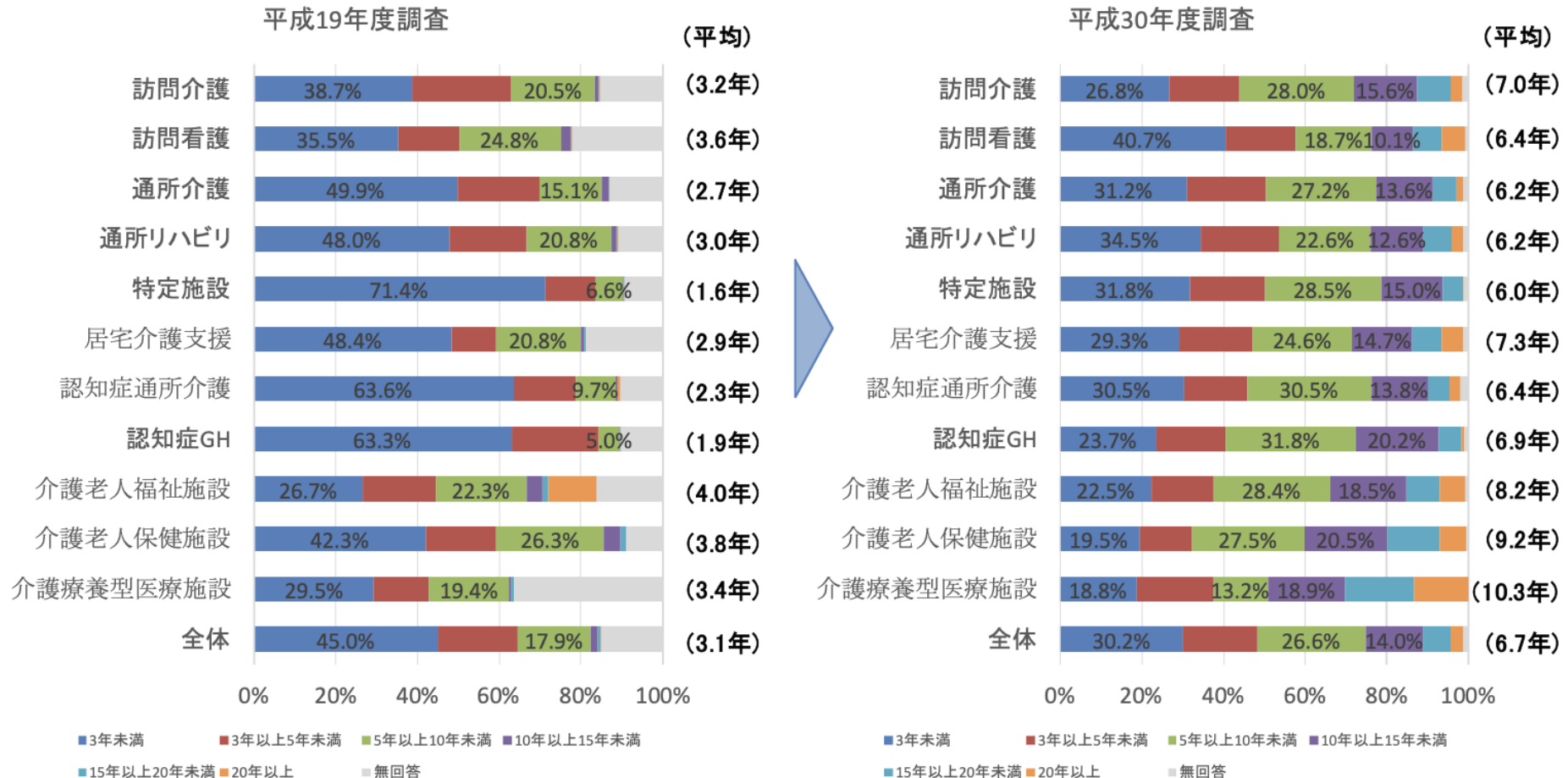
【資料出所】（財）社会福祉振興・試験センター「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」

介護職員等の勤続年数

社保審－介護給付費分科会第
186回（R2.9.30）資料1より

- 介護職員等の平均勤続年数は、平成19年度（サービス提供体制強化加算創設時における議論の際のデータ）は3.1年であったのに対し、平成30年度は6.7年となっている。
- サービス別の平均勤続年数は、訪問系で6.9年(H19比+3.7年)、入所施設系で7.5年(同+4.4)となっている。

〔今働いている事業所における勤続年数〕



（出典）（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」

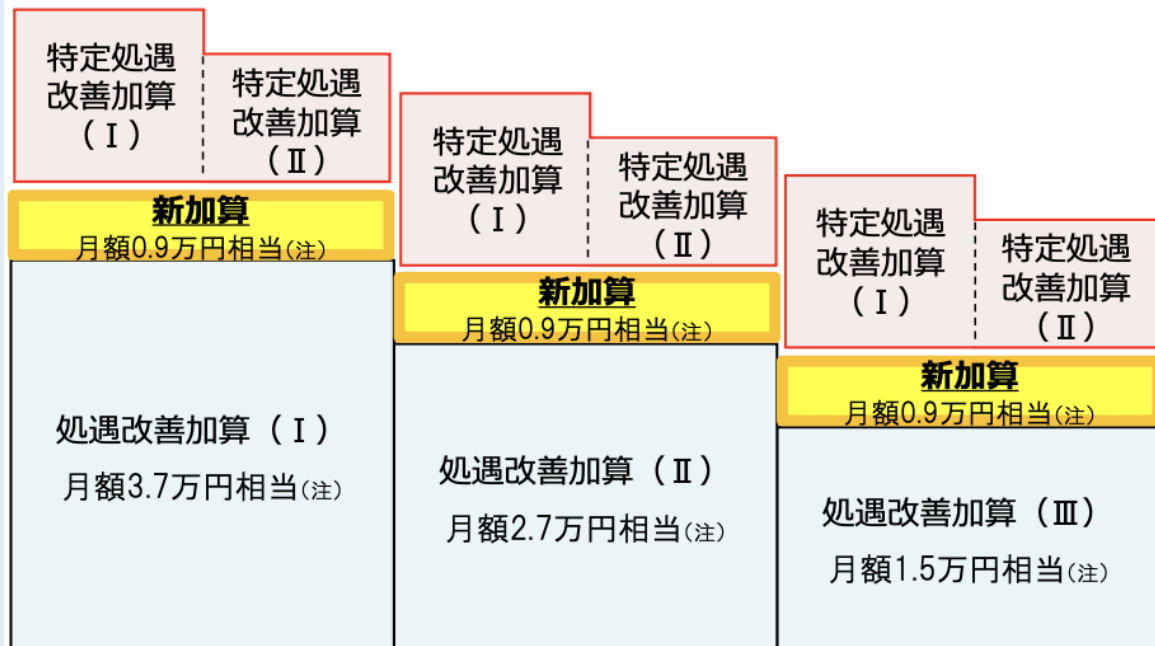
新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算 (Ⅰ)	加算 (Ⅱ)	加算 (Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

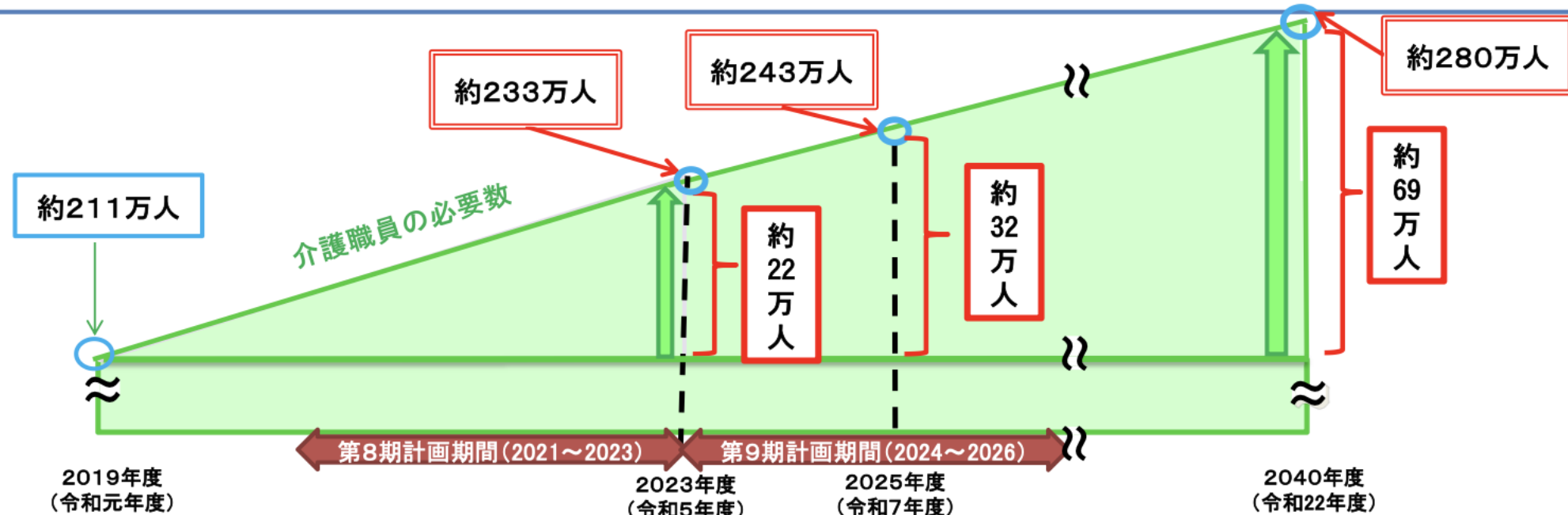
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2020年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

■ 介護職 外国人受入れ 予測

厚生労働省の試算 2023年 30万人が不足、外国人材5～6万人受入れ、さまざまな施策をしてもなお、不足が予測されている

介護業 外国人材受け入れの積算根拠



「在留資格 一覧表」 法務省

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1 平成29年9月1日施行

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

引用：法務省HPより 4

「在留資格 一覧表」 法務省

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者 本人の配偶者・実子・特別養子 特別永住者の配偶者、我が国で 永住許可を受けている実子 外国人配偶者の連れ子等

システムエン
지니어・プロ
グラマー

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

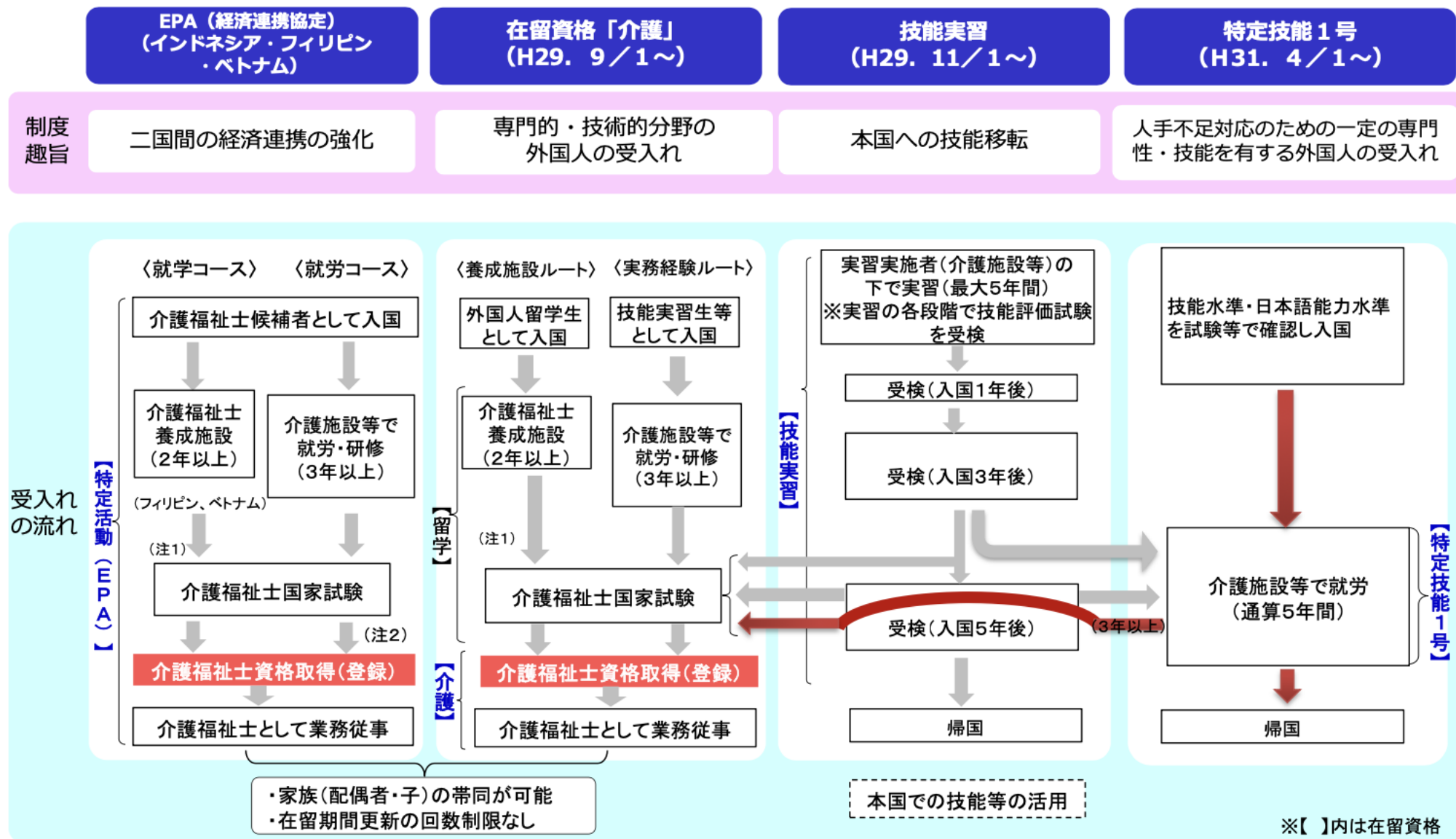
就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1 平成29年9月1日施行

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

外国人介護人材受入れの仕組み



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

■ 「技能実習」と「特定技能」の違い

特定技能は技能実習と同じように1号、2号と分かれているために、技能実習と似ている在留資格だと思われる人も多いのではないかと思います。

しかし特定技能は技能実習とは全く異なると言っても良いくらい認められている活動が異なります。

技能実習

技能実習制度の目的・趣旨は、日本の技能、技術、知識を開発途上地域へ移転して開発途上地域の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという「国際協力の推進」です。



先程「技能実習生の就労」の部分でご説明しましたように、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習法第3条第2項）と記されています。

特定技能

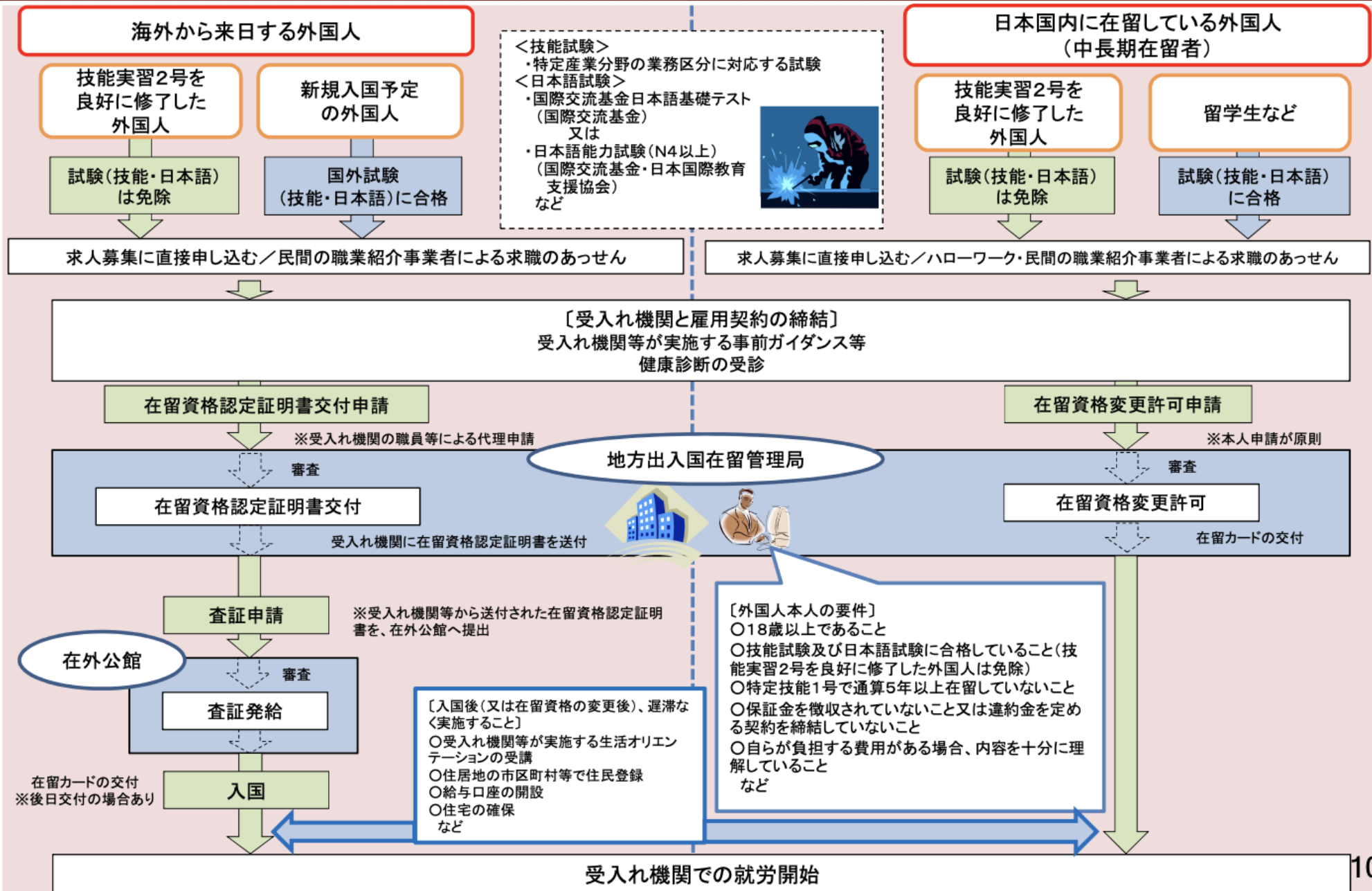
「技能実習制度」は日本の技術を開発途上地域へ移転して経済発展してもらうことが目的の制度ですから、食堂の配膳などの単純作業をすることはできません。

一方、「特定技能」は外国人労働者としての在留資格です。

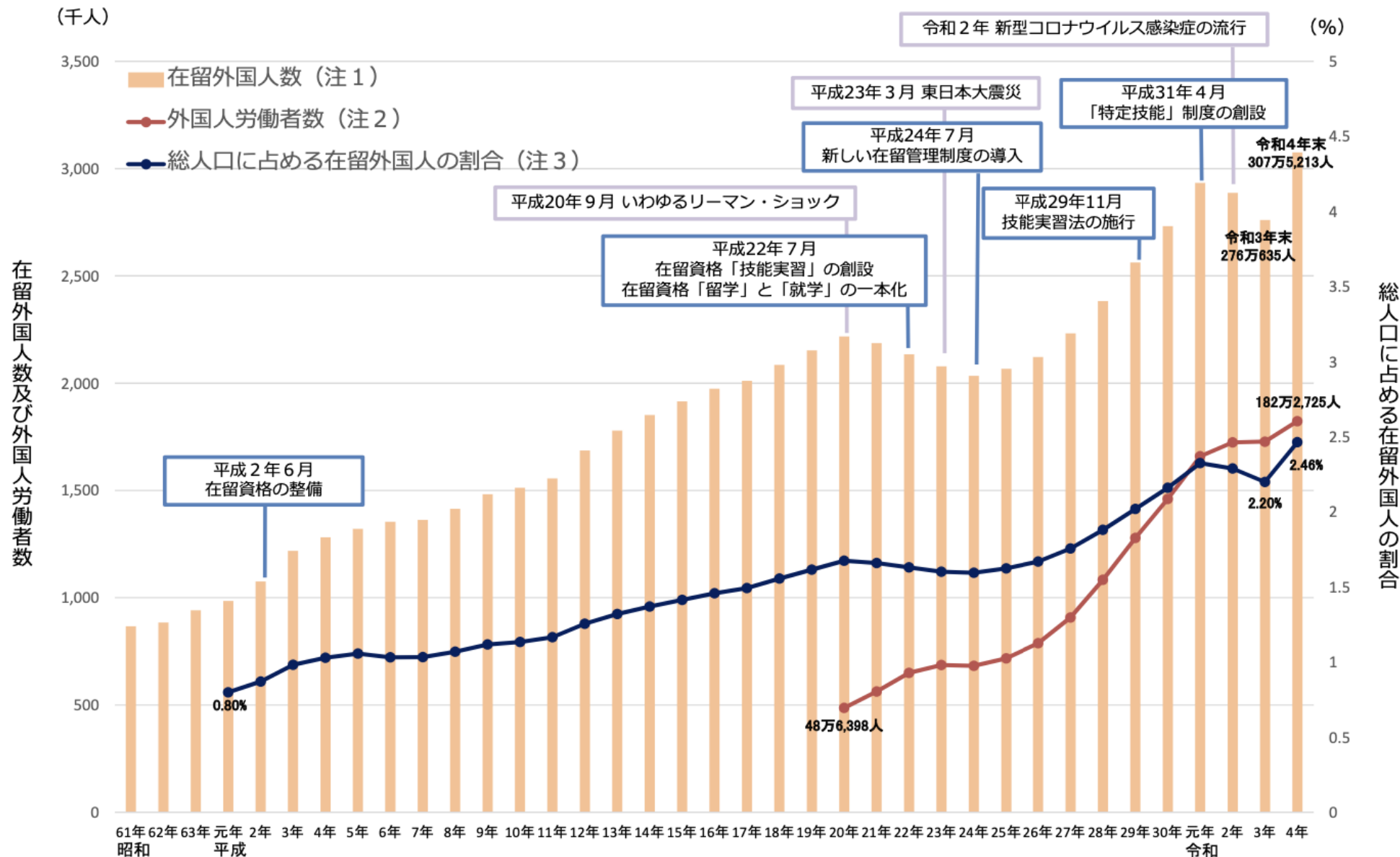
「特定技能」は、日本国内で人材不足が顕著な業種の労働力を確保するための在留資格ですので、宿泊業のように特定技能の対象となる業種であれば、食堂の配膳などの単純労働をおこなうことができます。

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

制度概要③就労開始までの流れ

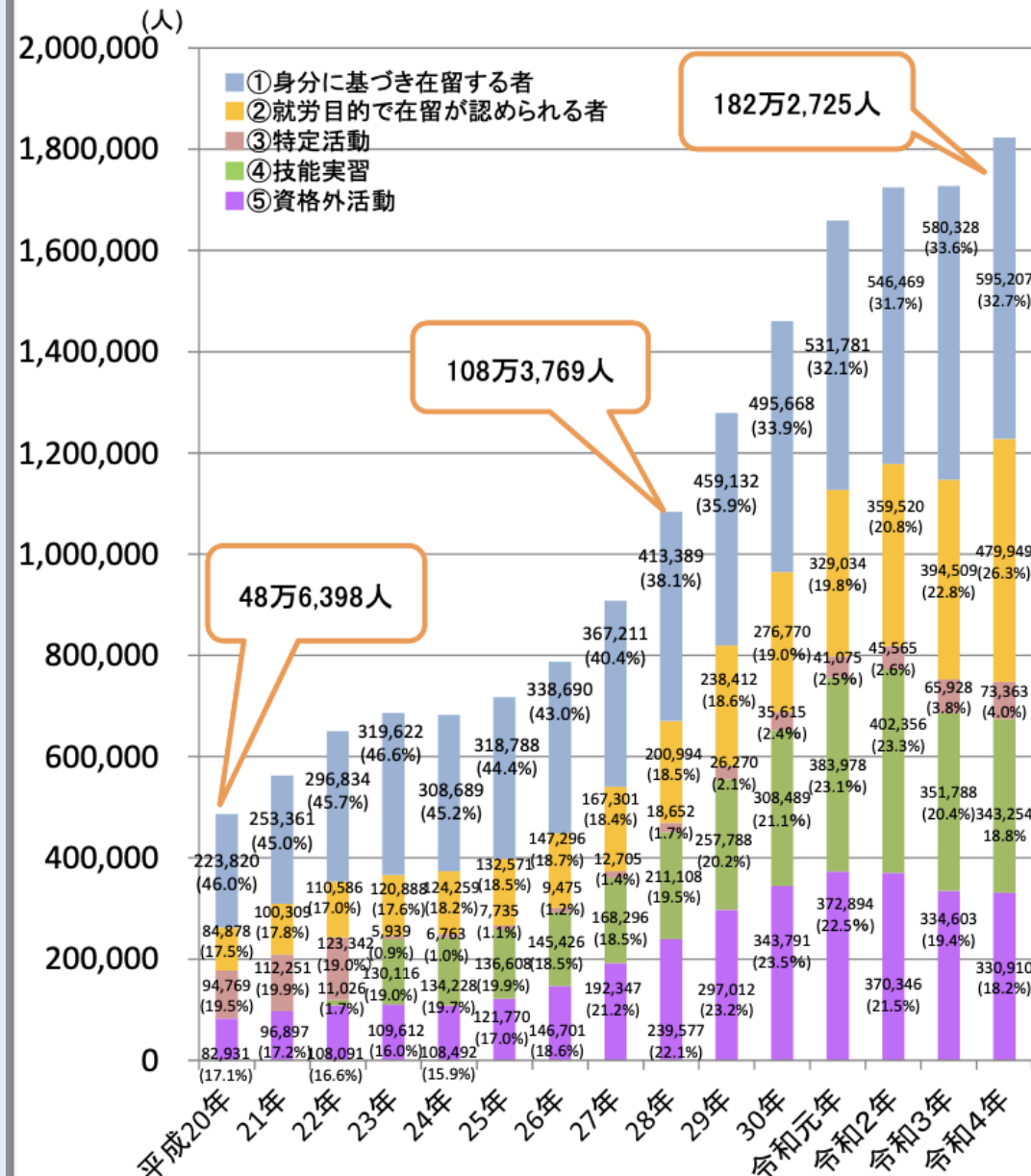


在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者 約59.5万人
 （「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約48.0万人
 （いわゆる「専門的・技術的分野」）
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

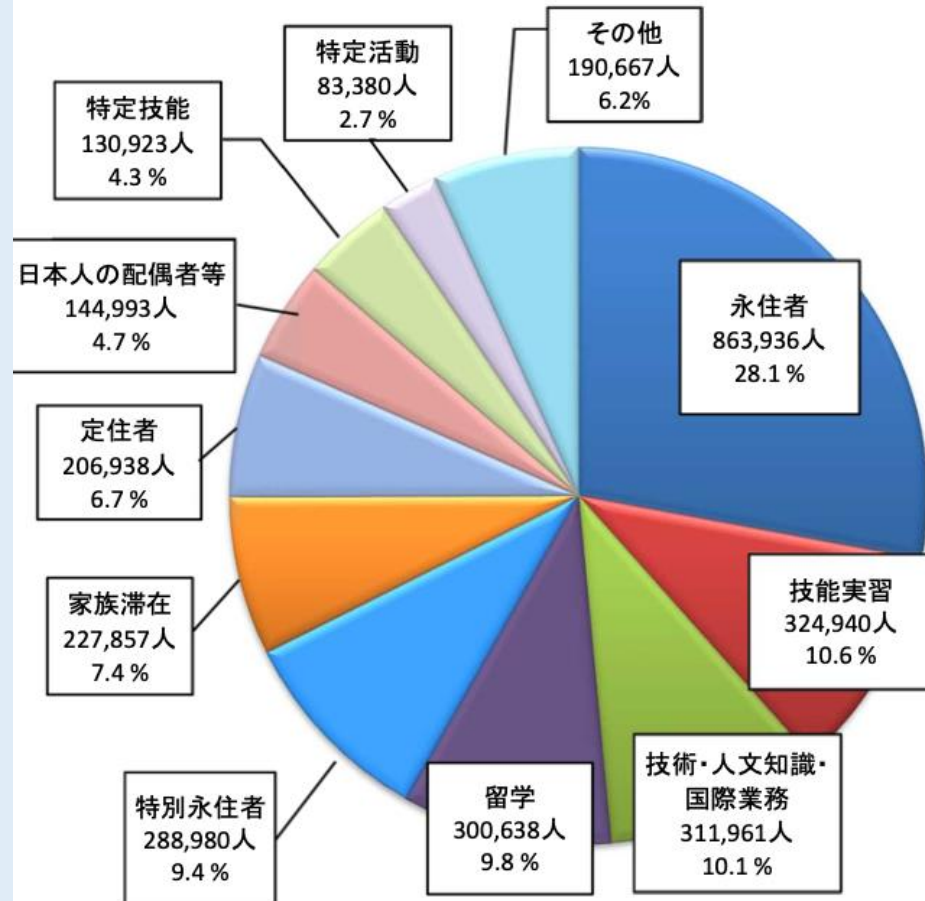
③特定活動 約7.3万人
 （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約34.3万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

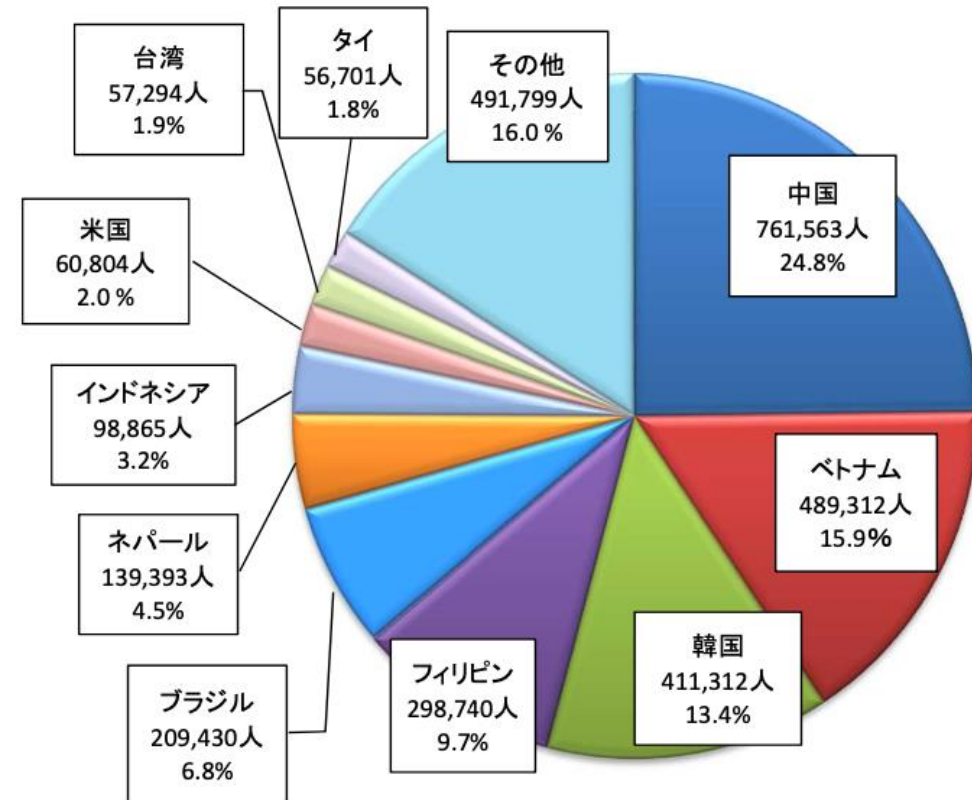
⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.1万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

在留外国人数（総数） 307万5,213人

在留資格別



国籍・地域別



特定技能在留外国人数(令和4年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 130,923人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	5,309	684	786	1,341	193	483	982	7,426	2,466	4,030	7,363	7,258	6,182	6,271	997	1,339	1,520	768	1,062	2,824	3,404	4,184	11,555	3,437
構成比	4.1%	0.5%	0.6%	1.0%	0.1%	0.4%	0.8%	5.7%	1.9%	3.1%	5.6%	5.5%	4.7%	4.8%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.2%	2.6%	3.2%	8.8%	2.6%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	1,740	2,590	7,811	5,052	750	443	357	403	2,470	5,121	1,128	604	2,225	2,119	635	5,134	891	1,278	2,896	1,102	857	2,032	1,178	243
構成比	1.3%	2.0%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.9%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.9%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	製造業・情報関連・電気・電子・産業機械・素材・材料	建設	船舶・造船・工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業・飲食料品	外食業
在留数	16,081	1,867	27,725	12,776	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
構成比	12.3%	1.4%	21.2%	9.8%	3.5%	1.3%	0.1%	0.2%	12.6%	1.3%	32.5%	3.9%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	77,137	16,327	13,214	8,888	5,956	2,666	2,580	2,340	1,815
構成比	58.9%	12.5%	10.1%	6.8%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.4%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(8人)を含む。



BỘ GIÁO DỤC VÀ ĐÀO TẠO

TIẾNG NHẬT

にほんご

8



介護の 特定技能 評価試験

学習テキスト

～介護技能・介護の日本語～

日本語版

公益社団法人 日本介護福祉士会

令和元年 10 月









株式会社グロー・エイジ
代表取締役社長
西山 正

ロシア人急増 バリ困惑

トラブル続出 退去処分も

ロシアがウクライナに侵略する中、軍の招集を逃れようと、多くのロシア人がインドネシア中部の観光地バリ島に渡航している。トラブルも続出し、地元州政府が査証(ビザ)の一部停止を求め、悪化傾向が高まっている。侵略後も、ロシアと一定の友好関係を維持してきたインドネシア政府は対応に頭を悩ませている。(バリ 川上大介 写真も)



招集逃れで渡航か



バリ島でヘルメットをせずにバイクを運転し、警察官に止められたロシア人の男(左)

●バリ島へのロシア人観光客数



光目的で滞在している33歳のロシア人。数日前にも近くで摘発されたばかりだ。バリを訪れたロシア人観光客は2022年、5万8000人に達した。うち8割は、プーチン露政権が予備役30万人の部分的動員を発令した9月以降の来客だ。招集を回避する悪意とみられる。潜在も長期化し、生活費を確保するための不法就労や家族へのみの不法滞在が次々に明らかになっている。今年、国外退去処分となった外国人82人のうち、ロシア人は31人で最多となった。交通違反のトラブルも目立ち、最近1か月間で摘発されたロシア人は20

2人にのぼる。インドネシアでは、4500円程度の費用で30日間の査証が取得できる。申請の査証が簡単で、延長も可能だ。ロシア人の交通違反者がこの査証で入国したことも確認されており、渡航を助長しているとみられている。

国際刑事裁判所(ICC)がウクライナでの戦争犯罪の疑いでロシアのプーチン大統領とともに逮捕状を出したマリヤ・リボワベロワ露大統領全権代表(子供の権利担当)が昨年、養子にしたウクライナの少年が、強制移送の被害者だった可能性が浮上している。米政府系「ラジオ自由欧州・ラジオ自由」は19日、

戦争犯罪疑い 露高官

強制移

地に住民の証言によると、10歳少年はウクライナリウボリに在る人道支援物資倉庫に誘われて、少年は

中国外相 フィリピン訪問

大統領らと会談 南シナ海問題議論

【バンコク 大野哲也】中国の秦剛副委員長兼外相は22日、訪問先のマニラでフィリピンのエンリケ・マナロ外相と会談した。領有権を巡って対立する南シナ海問題や経済関係の強化などについて協議した。マナロ氏は会談の冒頭、南シナ海問題に言及し、一生涯が脅かされている漁業者らの問題に関し、両国で問題を効果的に管理する

る方策を模索したい」と述べた。一方、秦外相は「信頼と対話の精神で相違点を解決するために共に取り組む。それが両国と人々に利益をもたらす」と述べた。秦外相はフェルディナンド・マルコス比大統領とも会談した。比例発表によると、マルコス氏は、南シナ海で問題が発生した場合に両国で協議する仕組みを新

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

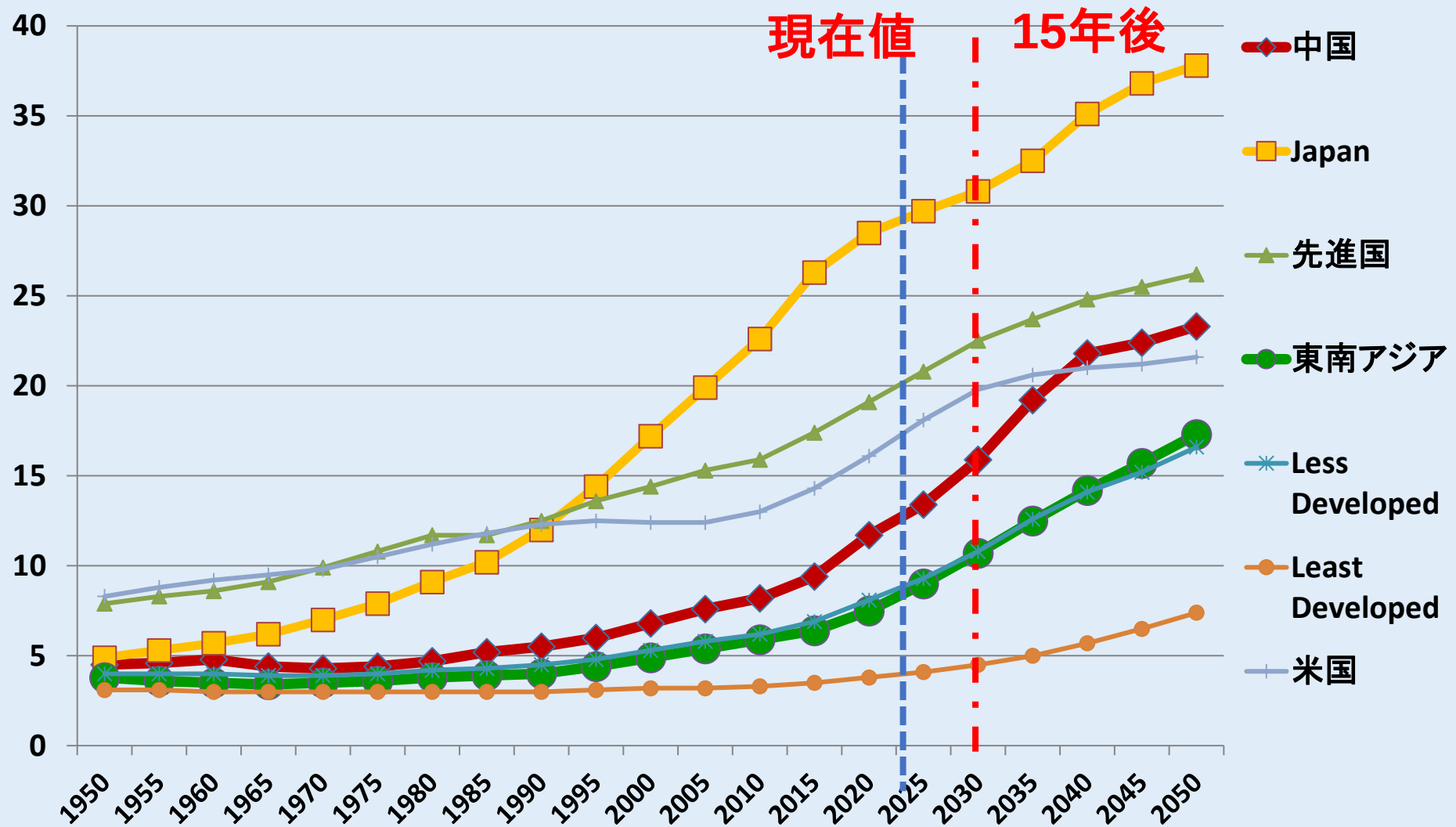
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



日本と中国・東南アジア＝高齢化曲線が同じ

近い将来、高齢者問題で緊迫情勢を迎える

世界各国・各地域の65歳以上人口が占める割合（UN Data，中位予測値）







ご清聴ありがとうございました